

工事請負契約における 設計変更ガイドライン（統合版）



令和 8 年10月

山梨県県土整備部

目次

～総目次～

はじめに

I 設計変更ガイドライン

II 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

III 設計照査ガイドライン

IV 設計変更事例（主な事例）

V 受発注者間のコミュニケーション

VI 参考資料

目次

はじめに

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的	1
(1) 土木工事の特性	1
(2) これまでの問題点	1
(3) 適切な設計変更の必要性	2
(4) ガイドラインの策定	2
2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項	3
(1) 設計変更とは	3
(2) 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応	4
(3) 設計変更方法の協議	4
(4) 発注者の留意事項	8
(5) 受注者の留意事項	8
3. 設計変更が不可能なケース	9
4. 設計変更が可能なケース	10
5. 設計変更の方法	12
(1) 設計変更手続きフロー	12
(2) 図面と仕様書等が一致しない場合の手続き（契約約款第18条第1項第一号）	13
(3) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約約款第18条第1項第二号）	14
(4) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約約款第18条第1項第三号）	15
(5) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約約款第18条第1項第四号）	16
(6) 設計図書に示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き（契約約款第18条第1項第五号）	17
(7) 発注者が必要であると認める場合の手続き（契約約款第19条）	18
(8) 工事中止の場合の手続き（契約約款第20条）	19
(9) 受注者からの請求による工期延長の手続き（契約約款第21条）	21
(10) 発注者の請求による工期短縮の手続き（契約約款第22条）	22
(11) 賃金又は物価の変更に基づく請負代金額の変更の手続き（スライド制度）（契約約款第25条）	23

目次

(12) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 （おそれ情報）	25
(13) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	26
6. 設計変更に関わる資料の作成	27
（1）設計照査に必要な資料作成	27
（2）設計変更に必要な資料作成	28
7. 条件明示について	29
8. 指定・任意の使い分け	34

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

1. 工事一時中止等に係るガイドライン（案）策定の背景・目的	36
2. 工事の一時中止に係る基本フロー	37
3. 発注者の中止指示義務	38
4. 工事を中止すべき場合	39
5. 中止の指示・通知	40
6. 基本計画書の作成	41
7. 工期短縮計画書の作成	42
8. 工期及び請負代金額の変更	43
9. 増加費用の積算方法	44
（1）工期延長等に伴う増加費用	44
（2）増加費用の考え方	45
（2）－ 1. 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用	45
（2）－ 2. 契約後準備工着手前に工期延長等した場合	46
（2）－ 3. 準備工期間に工期延長等をした場合	47
（2）－ 4. 工期短縮を行った場合	48
（3）増加費用の構成	49
（4）増加費用の算定	50
（5）工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）	51
（6）工事一時中止の区分の違い	56
（7）中止時期と増加費用の範囲	57
（8）工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（3ヶ月を超える場合）	58

目次

Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方	65
（1）「設計図書の照査」に係わる規定について	65
（2）「設計図書の照査」の範囲	66
2. 照査項目チェックリスト	68
3. 設計図書の照査項目及び内容	69

Ⅳ 設計変更事例（主な事例）

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更（2 事例）	72
2. 施工数量の増減（1 事例）	74
3. 施工方法等の変更（6 事例）	75
4. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更（3 事例）	81
5. 工期短縮に伴う変更（1 事例）	84

Ⅴ 受発注者間のコミュニケーション

1. 各種取組の概要・目的・位置付け	85
2. 技術検討会	86
3. 工事現場環境改善（ウィークリースタンス）	87
4. ワンデーレスポンス	87

Ⅵ 参考資料

1. 工事請負契約約款	88
2. 設計変更に関する通達・通知等	97
（1）設計変更に伴う契約変更の取扱いについて	97
（2）「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について	100
（3）条件明示について	101
（4）工事の積算における設計変更について	105
（5）適切な工期設定の考え方	106
（6）スライド制度について	112
（7）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	114

はじめに

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」は、「品確法」第24条の規定に基づき、同法第3条の基本理念に則り公共工事等の発注者を支援するために国が定めた「発注関係事務の運用に関する指針」のⅡ.1.1-3工事施工段階（受注者との情報共有や協議の迅速化等）において示された設計変更手続きの円滑な実施を目的として、各種事例等を取りまとめて策定したものである。

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）では、設計変更手続きを円滑に進めるため、設計変更が可能となる場合の例や手続き等を整理した指針を策定し、これを活用することとされていることから、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」は、その具体化を図るものとして当該運用指針に位置付けられ、設計変更手続きの円滑な運用を支援するために活用するものである。

運用指針【品確法第24条】 「発注関係事務の運用に関する指針」（H27.1.30（R7.2.3改正））

Ⅱ. 1. 1－3（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

〔前略〕設計変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

本ガイドラインは令和8年10月時点の関係法令、契約約款及び仕様書等に基づき作成している。

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的

(1) 土木工事の特性

土木工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工するという特性を有しており、必ずしも施工前の調査や測量に基づく設計図書どおりに施工できるとは限らない。

(2) これまでの問題点

- ① 設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ② 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ③ 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

【具体的な事例】

- ・ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない。
- ・ 隣接工区で顕在化した問題が、次発注工事の設計に反映されていない。
- ・ 工事発注前の地元調整が不十分で工事に着手できない。
- ・ 発注者がすべき地権者との調整を受注者がするよう指示された。
- ・ 別発注の水道工事が完了していないため、工事が着手できない。
- ・ 電線共同溝の設計で試掘調査がされておらず、施工時に既設管が大きな支障となった。
- ・ 変更協議時に時間も費用もかかる構造計算を求められた。

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的

（3）適切な設計変更の必要性

改正品確法（令和6年6月19日に一部改正）では、第3条（基本理念）に「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結」が規定されているとともに、第9条（基本方針）には、「発注者は、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う」旨が規定されている。

（4）ガイドラインの策定

適切な設計変更を行うには、受発注者間で認識・解釈の違いが出ないよう共通認識を持つ必要がある。

また、設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能かどうかの判断及び手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

本ガイドラインは、県土整備部が発注する土木工事において、建設工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際に発注者と受注者が相互に理解すべき事項を明記し、適切な変更契約を図ることを目的とする。

I 設計変更ガイドライン

2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

（1）設計変更とは

設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲で設計図書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に受注者と工事打合せ簿による協議により決定した設計図書の変更をいう。



設計変更＝契約変更ではないので注意

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことを原則とする。

ただし、構造・工法・位置等の重要なもの以外の変更をしようとする場合は、工期の末までに行うことができるものとする。

入札の公平性を保つことを目的として、公共工事途中の設計変更による契約金額の増減額が、当初の請負代金額の30%までという上限を設けている。

当初の契約金額から大幅な変更が見込まれる場合や追加変更については、**別途契約**を結ぶことを原則としている。

I 設計変更ガイドライン

2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

（2）変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額（変更累計金額）が請負代金額（当初請負代金額）の30%を超えることのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においては、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる**請負代金又は工期の変更を行うこととする**。

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えることのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の**変更を行わないことはあってはならない**。

（3）設計変更方法の協議

受注者及び発注者は契約約款第23条（工期の変更方法）、第24条（請負代金額の変更方法等）に基づき、「**協議**」により工期及び請負代金額を定める必要がある。

設計変更を行うため、契約変更に先だって指示、協議等を書面にて行う。**書面には、その内容に伴う増減額の概算金額を記載するものとする**。

ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。この時、概算金額の算出条件を明確にする。

また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、受注者に**後日通知する旨の理由を添えて**記載する。

I 設計変更ガイドライン

2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

～ 参 考 ～

『工事打合せ簿への概算金額の記載方法』

- ① 受発注者間の協議、または発注者からの指示で、契約変更の手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事打合せ簿等）にて行う。
- ② 発注者は、工事打合せ簿に変更内容による変更見込み概算金額を記載する。概算金額については請負代金額ベース（税込）で記載し、十万円単位（十万円未満は万円単位）を基本とする。
- ③ 発注者は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料、受注者の見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に概算金額を算出することができ、その際には受注者に対して出典や算出条件等について明示するよう努める。
- ④ 緊急的に行う場合や何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができるものとするが、受注者に後日通知する旨を記載する。
- ⑤ 記載する概算金額はあくまで「参考値」であるため、受注者は、発注者が後日精査した結果（特別調査等の結果）により、概算金額が変動することを理解しておく。

また、発注者から見積書の提出を求められた場合は、見積書の提出を行う。

※次頁以降に工事打合せ簿の一般的な記載例を示す。

発注者発議の工事打合せ簿への記載例・・・P6

受注者発議の工事打合せ簿への記載例・・・P7

詳細は県HP「工事の積算における設計変更について」参照 
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekkeihenkousekisan.html>

2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

概算金額記載例①
(発注者発議)

[illegible]

6

I 設計変更ガイドライン

2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

国交省標準化様式－9

概算金額記載例② (受注者発議)

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日				
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ その他 ()					
工事名	××改良工事					
(内容) 工事場所 ××地先 受注者名 (株)×× ××工の施工について 建設工事請負契約書〇〇条〇項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。 ※必要に応じ、指示理由、対策検討の内容、数量・形状寸法、施工方法、図面等を添付する。 (発注者通知) 上記の内容については、設計変更の対象とします。 ・概算金額（参考値）：約〇百万円増（減）（請負代金額ベース） ・概算金額の出典や算出条件等：受注者の見積書 添付図 葉、その他添付図書						
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：				
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☒ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：				
所 長	次 長	工事施工 管理幹	課 長	監 督 員	現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

(注) 打合せの都度2部作成し、各々保管する。

I 設計変更ガイドライン

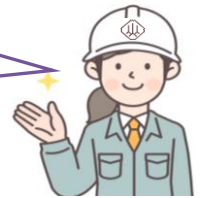
2. 適切な設計変更にあたり、発注者・受注者の留意事項

（４）発注者の留意事項

発注者は、土木請負工事の特殊性を認識した上で、施工条件を適切に設計図書に明示し、設計変更の円滑化を図る。

発注者による**施工条件の明示**は、建設工事を円滑に進め、発注者と受注者の間のトラブルを防ぐために非常に重要です。

⇒詳細はP29「7. 条件明示について」参照



- 当初積算時に予期できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。
- 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。
- 設計積算にあたって、現場の実態に即した**施工条件を明示する。**適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

（５）受注者の留意事項

受注者は、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが重要である。

施工前及び施工途中に疑義が生じた場合は、発注者と「協議」してください。



- 工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。
- 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

入札公告中に疑義が生じた場合は、質問により確認することも重要です。



I 設計変更ガイドライン

3. 設計変更が**不可能**なケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更できない**。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答（指示）がない時点で施工を実施**した場合
3. 受注者**自らの都合により**、工事材料や施工方法等について、監督員の「承諾」を得て**施工する**場合
4. 「建設工事請負契約約款」・「土木工事共通仕様書」（山梨県県土整備部）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約約款18条～25条、共通仕様書1-1-1-16～1-1-1-18）
5. **正式な書面によらない事項**（口頭のみ**の指示・協議等**）の場合

※契約約款26条（臨機の措置）については別途考慮する。



原則、設計変更が協議により決定してから施工（対応）する

「土木工事共通仕様書」における用語の定義等

設計図書の変更 (共通仕様書1-1-1-17)	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。
協議 (共通仕様書1-1-1-2)	協議とは、 <u>書面により</u> 契約図書の協議事項について、 <u>発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得る</u> ことをいう。
指示 (共通仕様書1-1-1-2)	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について <u>書面により示し、実施させる</u> ことをいう。
承諾 (共通仕様書1-1-1-2)	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が <u>書面により同意する</u> ことをいう。

→設計図書の
変更

→設計図書の
変更ではない

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が**可能**なケース

下記のような場合においては設計変更が**可能**である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責めによらず、工事着手できない場合**
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施**する場合
5. **受注者の責めによらない工期の延期・短縮を行う場合**で協議により必要があると認められるとき

・ 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条に基づき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ④ 指示書へ概算金額の記載を行う。

⇒詳細はP6「概算金額の記載例①(発注者発議)」参照

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が**可能**なケース

【補足】

設計変更の対象事項は、「建設工事請負契約約款」で次のように規定されている。

設計変更の対象事項	契約約款
図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第一号
設計図書に誤謬又は脱漏がある	第18条第1項第二号
設計図書の表示が明確でない	第18条第1項第三号
設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第18条第1項第四号
設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた	第18条第1項第五号
発注者が必要があると認める場合の設計図書の変更	第19条
受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	第20条
受注者の請求による工期の延長	第21条
発注者の請求による工期の短縮	第22条
賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第25条

詳細は「山梨県公共事業ポータルサイト」参照 

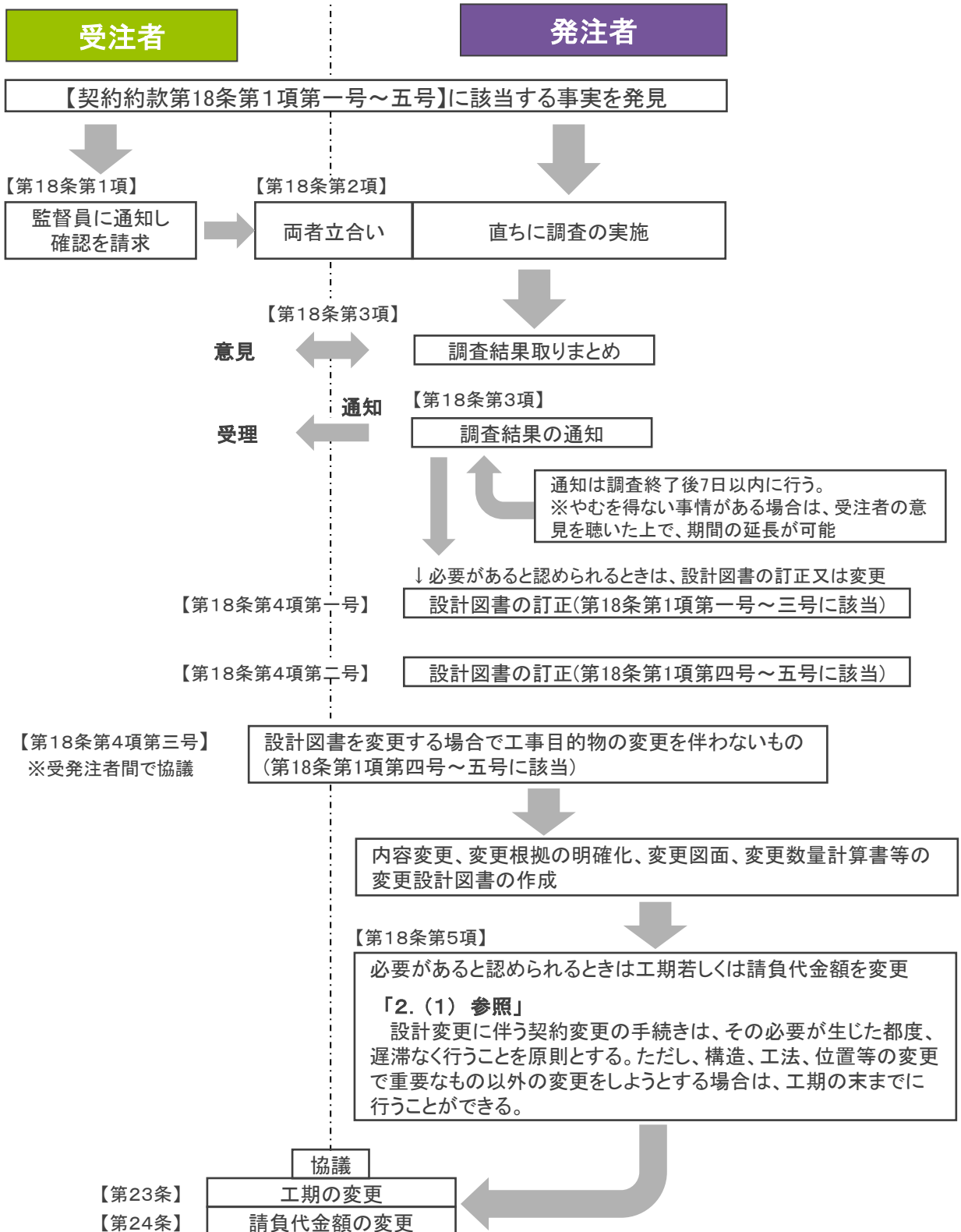
<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>

【ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→契約書(様式)】

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

（１）設計変更手続きフロー



I 設計変更ガイドライン

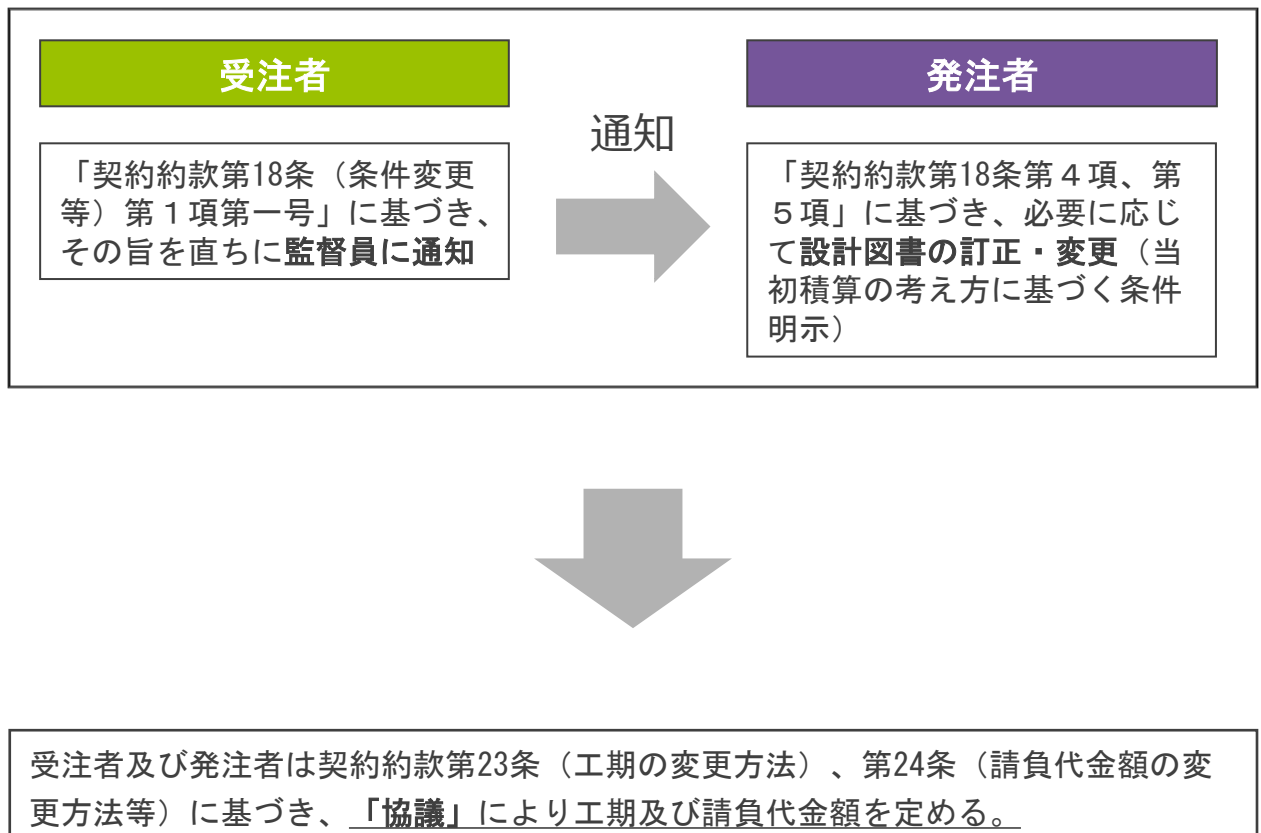
5. 設計変更の方法

（２）図面と仕様書等が一致しない場合の手続き

契約約款（条件変更等）第18条第1項第一号：

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に確認すべきであり、発注者は、直ちに調査し、その事実が確認された場合には設計図書を訂正する必要がある。



「想定される事例」

1. 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
2. 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様書等の記載が一致しない場合

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

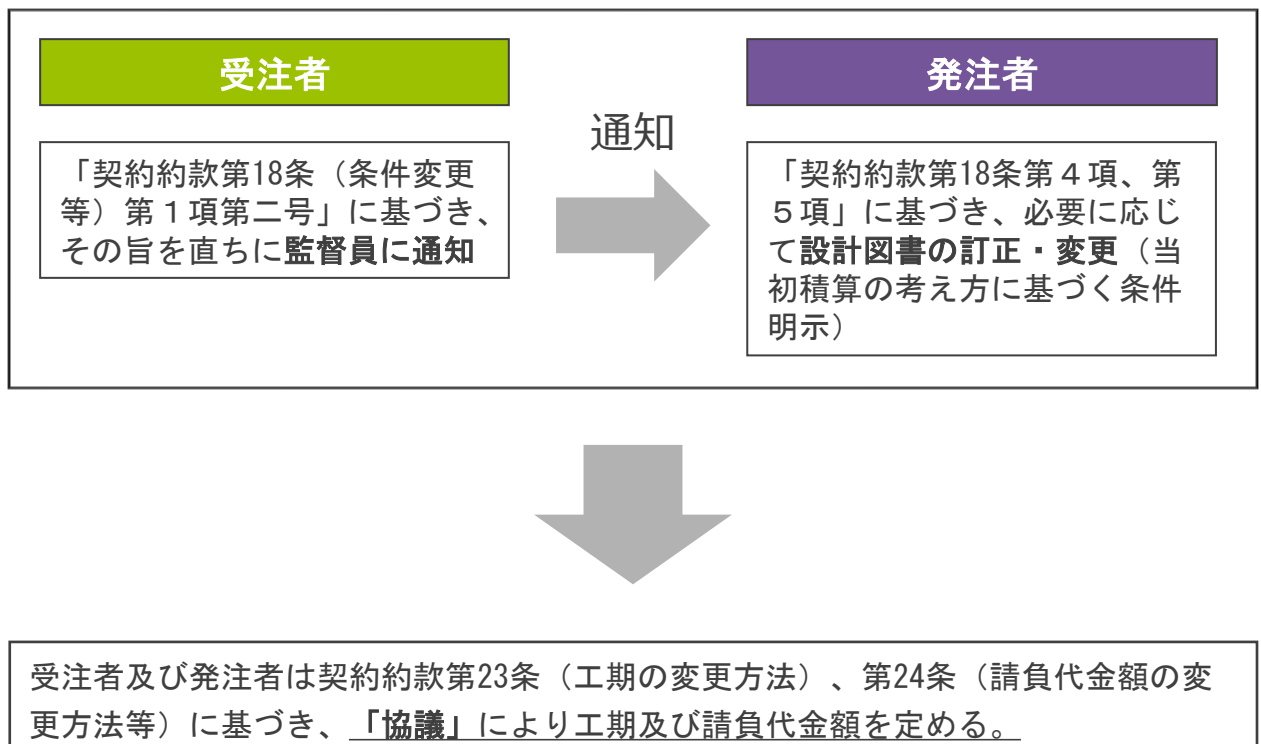
（３）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

契約約款（条件変更等）第18条第1項第二号：

設計図書に誤謬又は脱漏があること。

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

また、**設計図書に脱漏がある場合**には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、**発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。**



「想定される事例」

1. 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する一切の条件明示がない場合
2. 条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する一切の条件明示がない場合
3. 条件明示する必要があるにも係わらず交通についての条件明示がない場合

I 設計変更ガイドライン

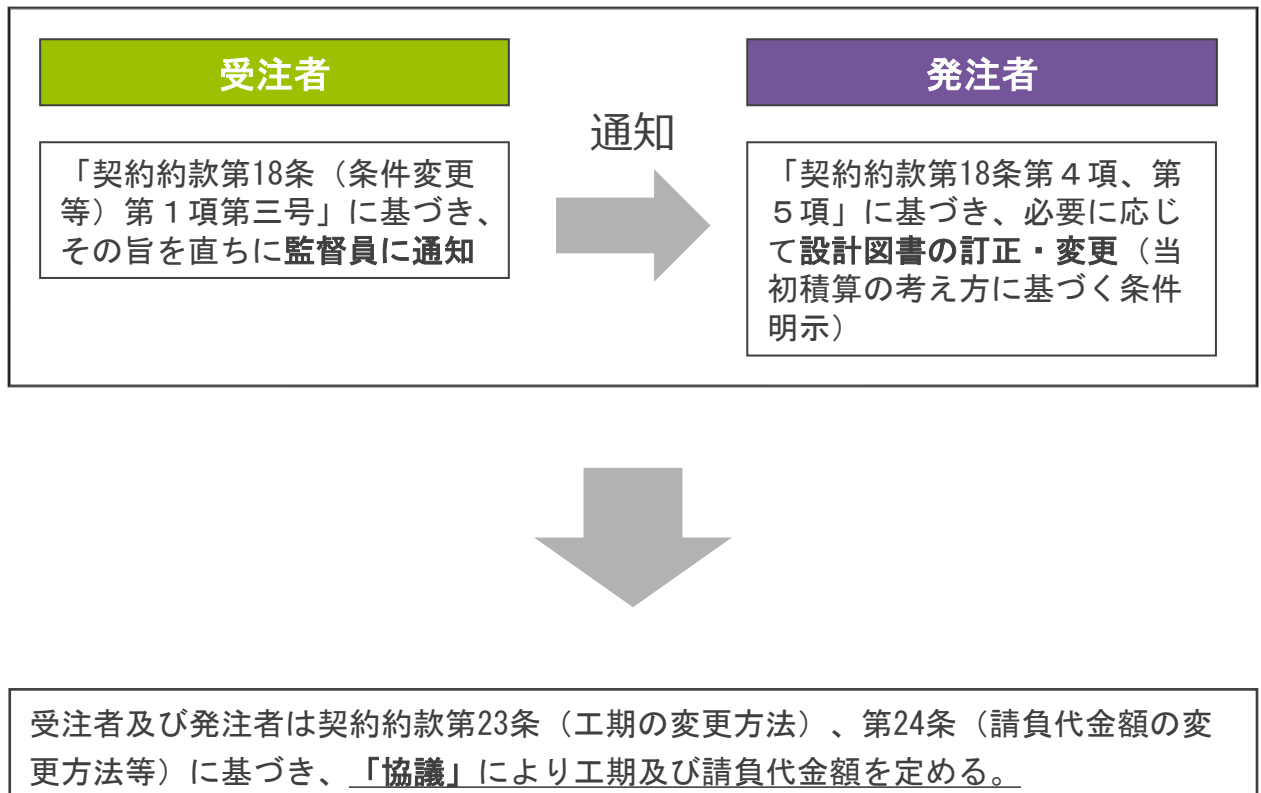
5. 設計変更の方法

（４）設計図書の表示が明確でない場合の手続き

契約約款（条件変更等）第18条第1項第三号：

設計図書の表示が明確でないこと。

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、**受注者が勝手に判断して、施工することは不適當**である。



「想定される事例」

1. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
2. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

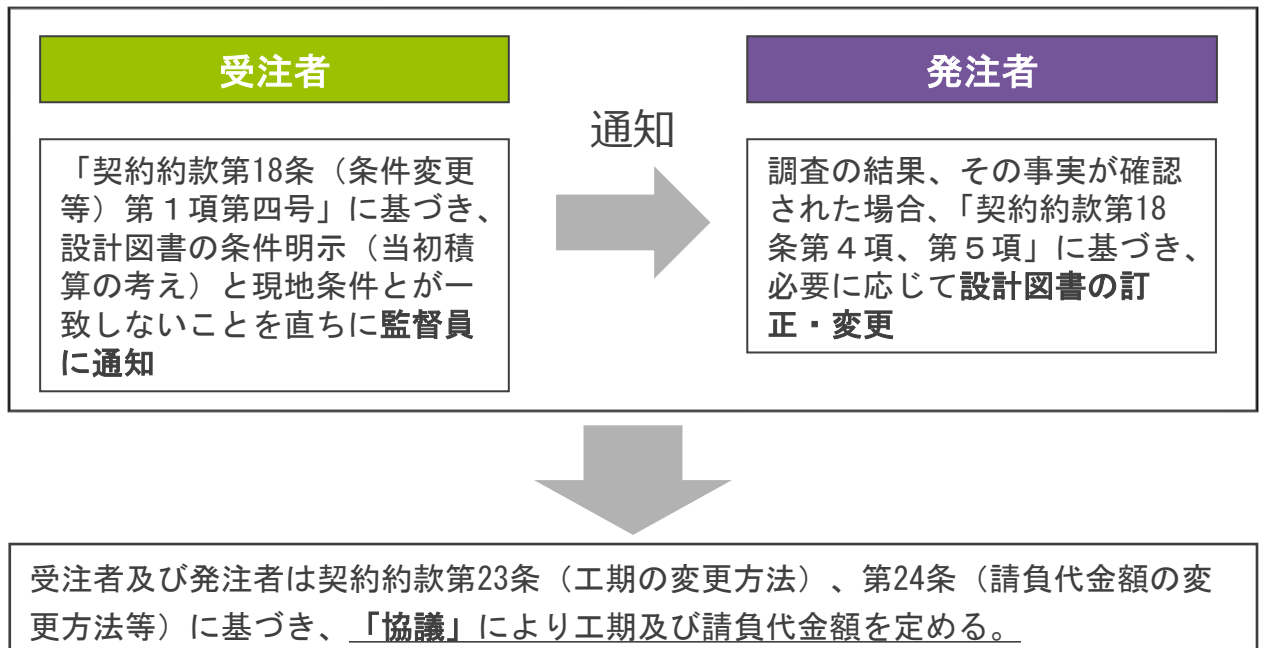
（５）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

契約約款（条件変更等）第18条第1項第四号：

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などのことである。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関する法令等が挙げられる。



「想定される事例」

1. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通の人数等が規制図と一致しない場合
4. 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合
5. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
6. その他、新たな制約等が発生した場合

I 設計変更ガイドライン

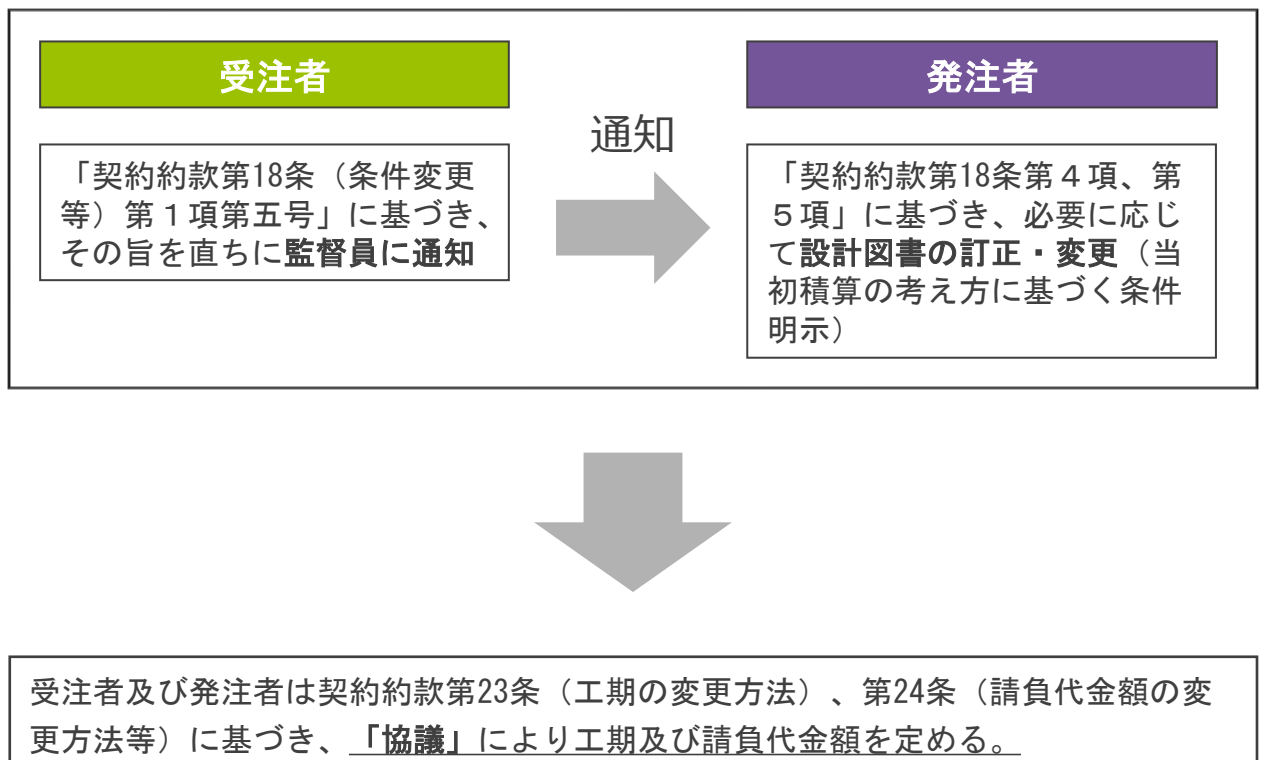
5. 設計変更の方法

（６）設計図書に示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き

契約約款（条件変更等）第18条第1項第五号：

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知して、設計図書を変更することができる。



「想定される事例」

1. 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
2. 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
3. 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合

I 設計変更ガイドライン

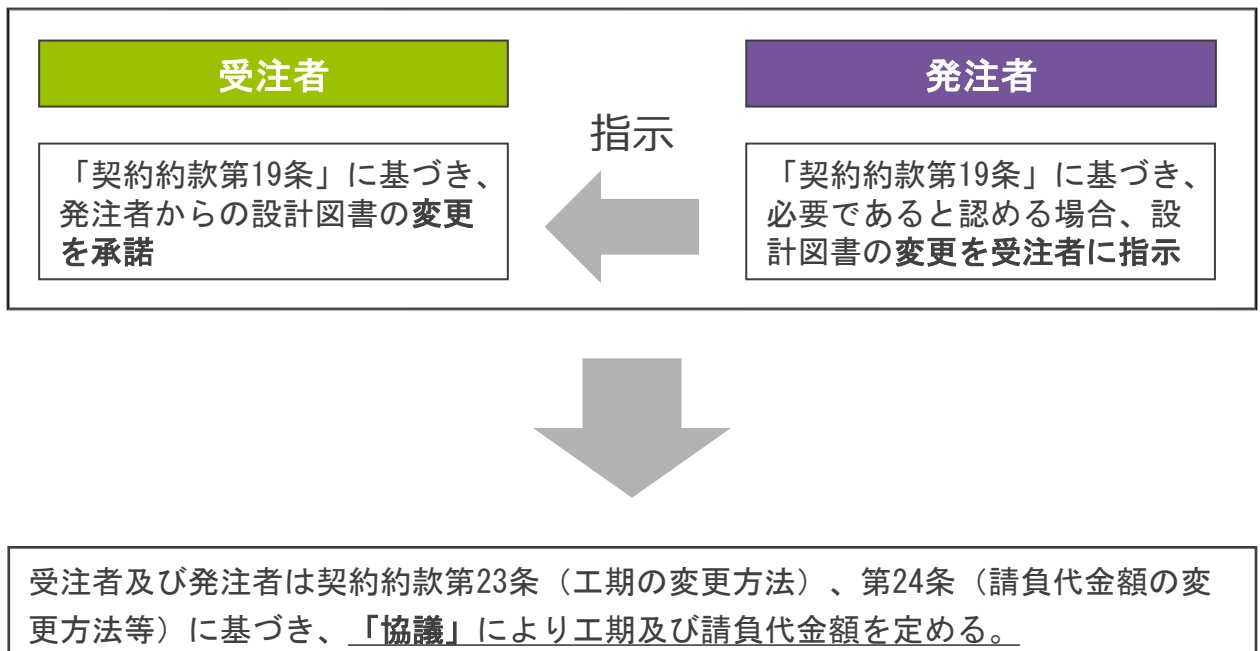
5. 設計変更の方法

（7）発注者が必要であると認める場合の手続き

契約約款（設計図書変更）第19条：

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者が必要であると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。



「想定される事例」

1. 工事の施工途中において、設計図書の変更を行う方が、社会的、経済的に適当であると発注者が判断した場合
2. （不測の事態により）地元調整や関係機関（警察、施設管理者、電気・ガス等の事業者）との協議により、施工内容を変更する場合
3. （不測の事態により）関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
4. 「1日未満で完了する作業の積算」の手引きに基づき受発注者の協議の結果により、積算変更する場合

なお、契約約款第19条による設計変更の手続きフローは、契約約款第18条に準ずる。

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

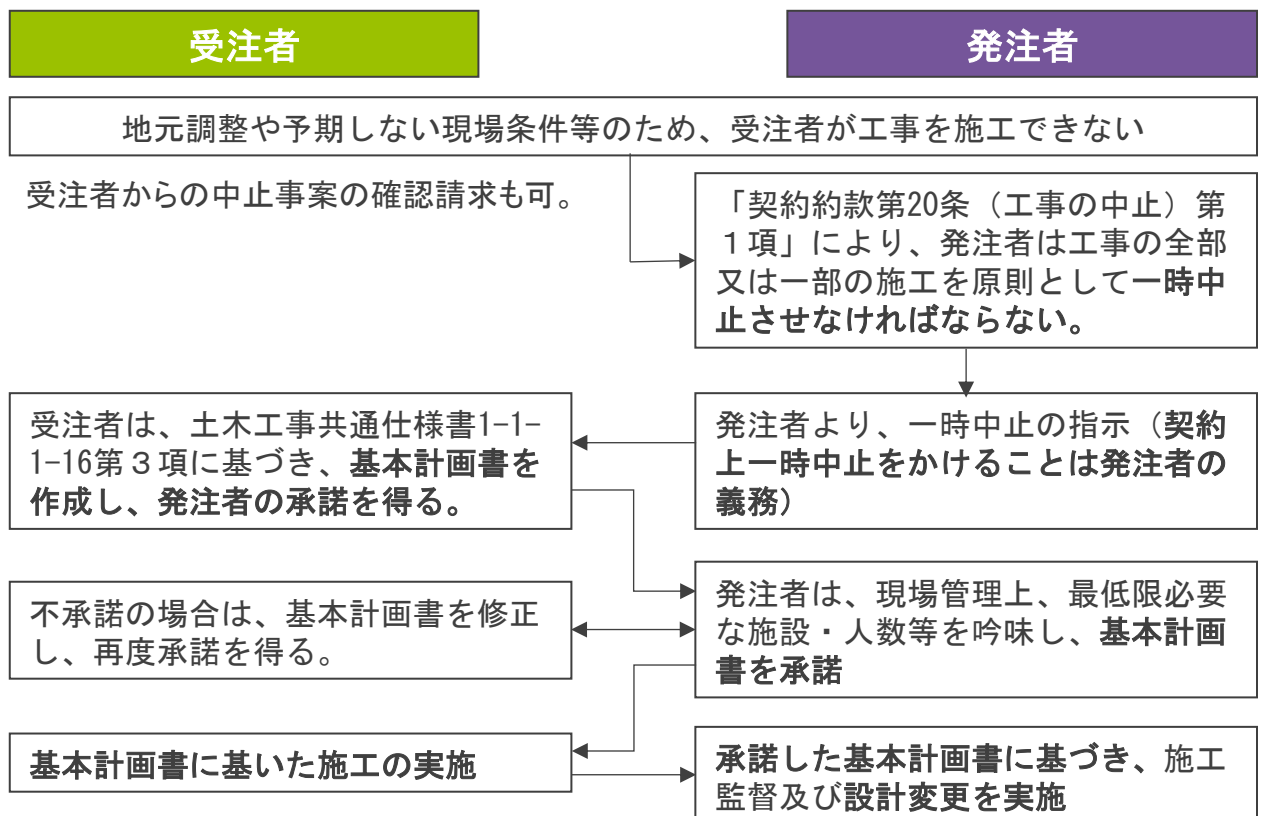
（8）工事中止の場合の手続き

契約約款（工事の中止）第20条：

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。

詳細はP36「Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン(案)」参照



I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

「想定される事例」

1. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責めによらず施工できない場合
2. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が、条件変更等により再協議となった場合
3. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
4. 受注者の責めによらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
5. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
6. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
7. 埋蔵文化財発掘調査等において、期間が予定より延長したため工事を施工できない場合

～ 参 考 ～

工事中止に関しては「契約約款」に以下の条文がある

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

I 設計変更ガイドライン

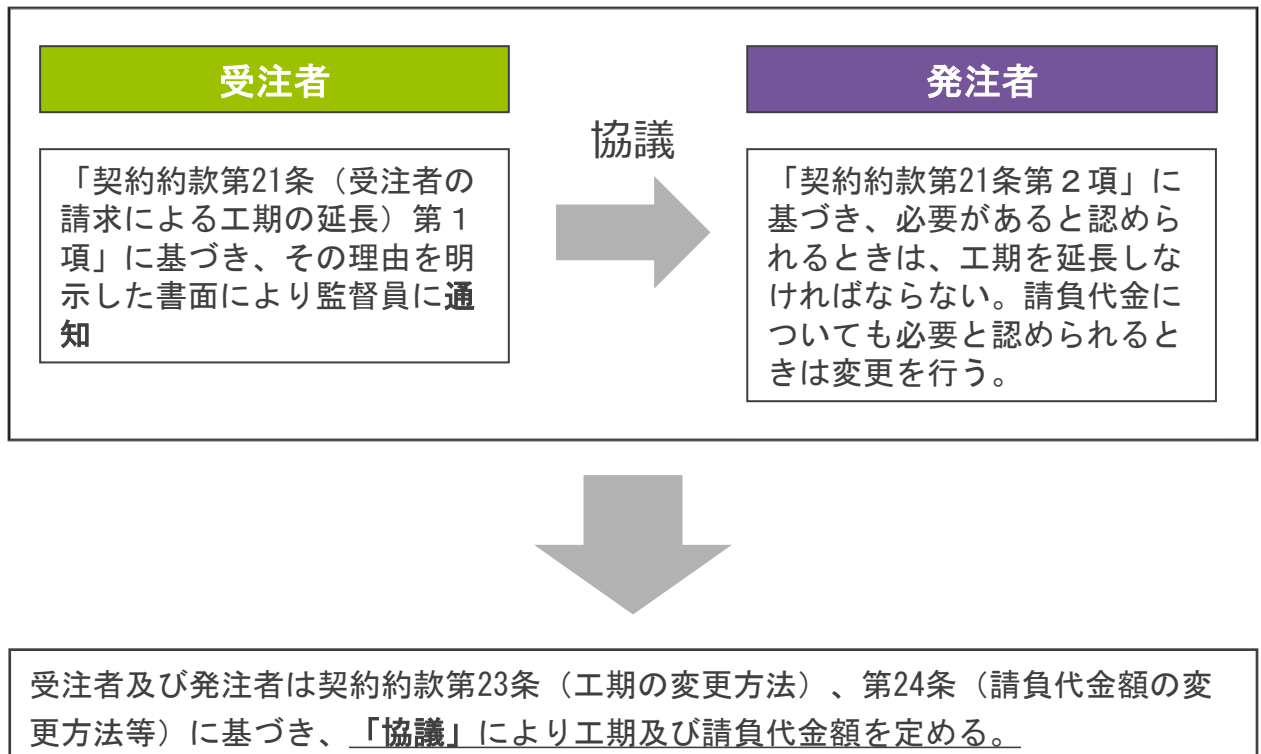
5. 設計変更の方法

（９）受注者からの請求による工期延期の手続き

契約約款（受注者の請求による工期の延長）第21条：

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他**受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することができる。**



「想定される事例」

1. 天候不良の日が発注時に想定した日数に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じる場合
2. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じる場合
3. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じる場合

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

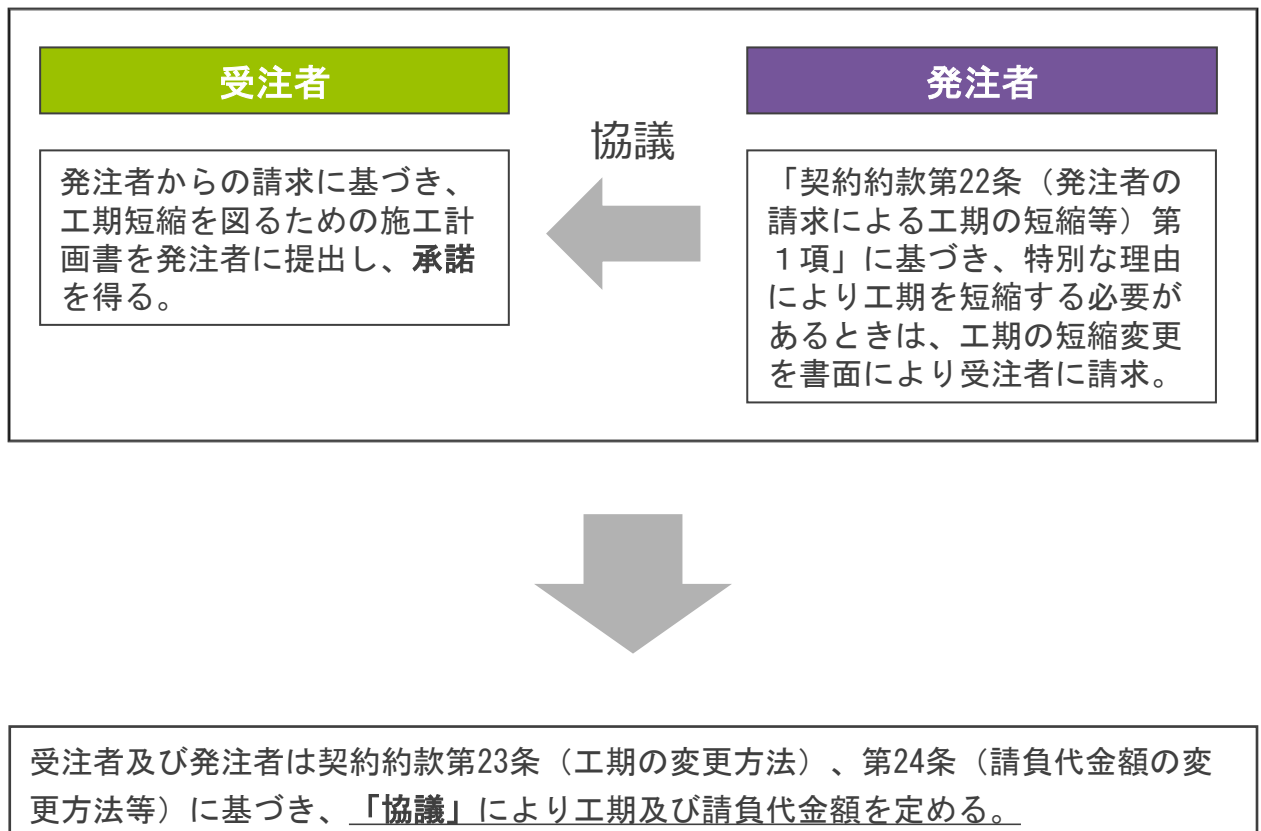
(10) 発注者の請求による工期短縮の手続き

契約約款（発注者の請求による工期の短縮等）第22条：

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



「想定される事例」

1. 工事の一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
2. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
3. その他の事由（地元調整、関連機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

(11) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の手続き (スライド制度)

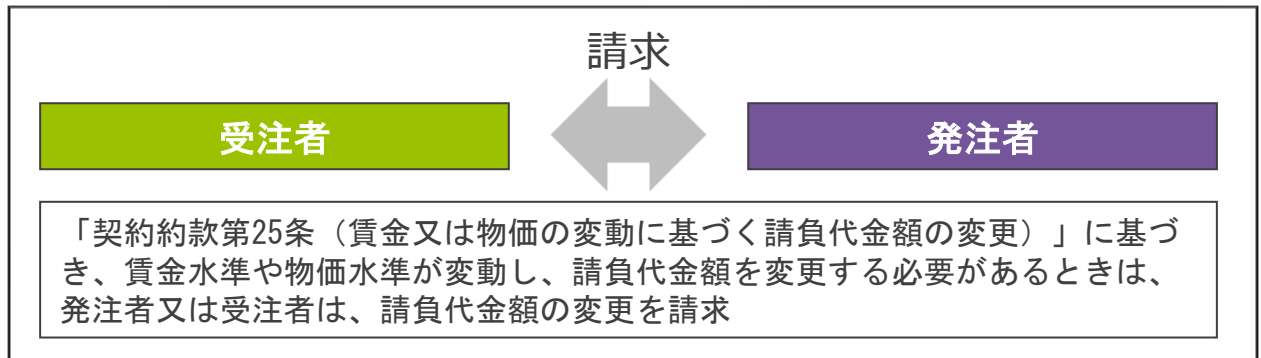
契約約款（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）第25条

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

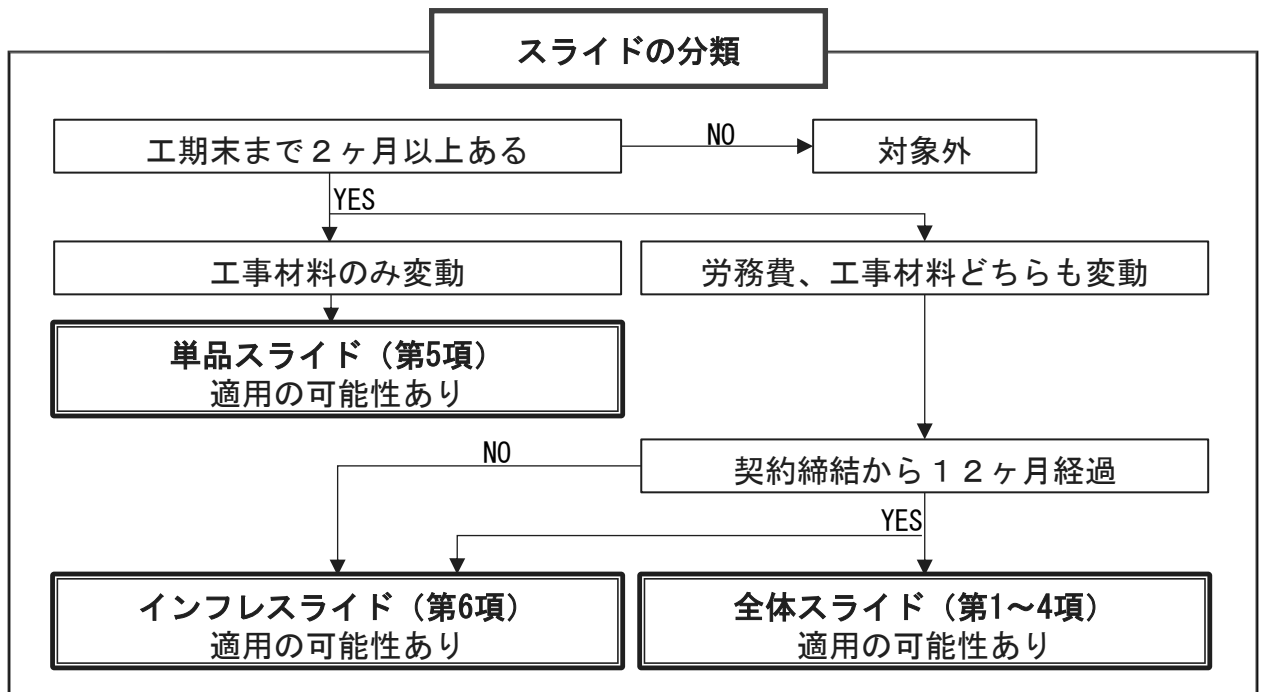
工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができる。

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法



受注者及び発注者は契約約款第25条に基づき、「協議」により請負代金額を定める。



「想定される事例」

1. 急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準または物価水準が変動した場合（インフレスライド）
2. 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）
3. 契約締結日から1年経過した後に賃金水準 または物価水準が変動した場合（全体スライド）

詳細は県HP「工事請負契約書第25条(スライド条項)の運用について」参照 

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/tanpinslide.html>

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

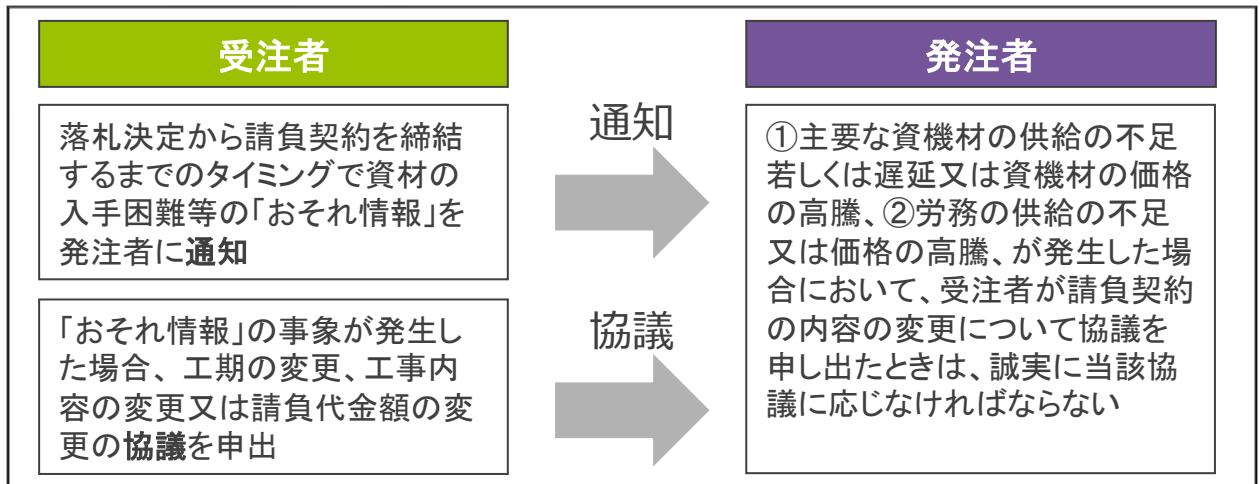
(12) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 (おそれ情報)

公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条2)

※国土交通省が定める事象は、次に掲げる事象(公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当する者に限る)とする。

1. 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
2. 労務の供給の不足又は価格の高騰



受注者及び発注者は契約約款第23条（工期の変更方法）、第24条（請負代金額の変更方法等）に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

おそれ情報は契約締結までに受注者が発注者に通知することになっています。
おそれ情報の通知がなくとも、契約約款に沿って変更の協議ができます。



「想定される事例」

1. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
2. 資機材の供給がひっ迫し、納期遅延が生じることで 工期延期が必要な場合

詳細は「山梨県公共事業ポータルサイト」参照 

<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>

【ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料】

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更の方法

(13) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

1. 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

横断面図の再作成が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲を超えるものですね！



3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。



構造計算の再計算が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲を超えるものですね！

6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う）。
7. 構造物の設計成果における設計条件や構造計算結果が、現場条件や設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構設計図面作成。

目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲を超えるものですね！



10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。



構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査」の範囲を超えるものですね！

11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

詳細はP65 「Ⅲ 設計照査ガイドライン」参照

I 設計変更ガイドライン

6. 設計変更に関わる資料の作成

（１）設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「建設工事請負契約約款」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

< 契約約款第18条第1項 >

受注者

発注者

第18条第1項に該当する事実を発見

現地と設計内容の相違について、**確認できる資料を書面で提出**します。



資料によって現地との相違が**確認**できました。設計変更に必要な資料を作成します。



I 設計変更ガイドライン

6. 設計変更に関わる資料の作成

（２）設計変更に必要な資料作成

「建設工事請負契約約款」第 18 条第 1 項に基づき設計変更するため必要な資料の作成については、第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、「設計業務等標準積算基準書」によることを基本とする。

< 契約約款第18条第4項 >

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。



～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認し、必要な資料の作成について協議を行い、発注者が受注者に具体的な作業を指示

依頼のあった設計変更に関わる資料を作成したので提出します。



資料を確認しました。この資料の作成費用は設計変更の対象とします。作成費用に関する見積等を提出してください。



I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、**設計図書の中で明示**するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

受発注者は、次のページ以後の**明示事項等**を参考として、工事の円滑な執行に努めることとする。

発注者は、次の段階で活用する

- ①発注時の設計図書に明示する条件に漏れが無いか確認
- ②積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、制約等を調査・確認
- ③特記仕様書の作成にあたっては、別途、特記仕様書記載例の中から必要な項目を検討

受注者は、次の段階で活用する

- ①契約締結後の、契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- ②現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用

発注者による**施工条件の明示**は、建設工事を円滑に進め、発注者と受注者の間のトラブルを防ぐために非常に重要です。



I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

明示項目	明示事項
工事全般	1. 施工箇所点在の有無 2. 市街地補正、週休2日制適用工事、日当たり施工量補正などの有無 3. 諸経費動向調査、施工状況モニタリング調査、施工合理化調査、新技術歩掛調査、施工形態動向調査、機械設備施工実態調査などの調査対象工事 4. 施工時期、施工時間帯が制限される場合は、制限される施工時期、施工時間 5. 余裕工期を設定して発注する工事の場合は、工事の着手時期 6. 2パーティー以上で施工等の工事の場合は、必要な経費（重機の分解・組立・運搬等）の計上
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期、具体的な制約 2. 自然的・社会的条件で制限される場合は、制限される施工内容、施工時期・時間、施工方法、具体的制約内容 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上の作業不能日数 7. 概数発注・概略設計により発注工事の場合は、対象工種、区間、詳細設計完成時期
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

明示項目	明示事項
環境対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設、処理条件等 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 5. 油漏れ、重金属等の対策が必要な場合は、対象工種・機械、実施方法等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 6. 高所作業を行う必要がある場合は、対象工種、対象箇所、対策内容等 7. 安全確保のために必要な対策を行う場合は、その必要な情報、施工箇所の地形・地質特性、危険要因、対策内容等
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）

I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

明示項目	明示事項
工事用道路関係	(3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 (4)地元対応等の特筆すべき事項がある場合は、その内容 3. 一般道路を交通規制等により占用する場合は、関係機関協議の有無及び対象区間、対象期間・時間、規制内容等 4. 他工事と工事用道路を共有する場合は、共有する他工事、工事用道路の管理者、共有する区間・期間、配慮事項等 5. 工事用道路の使用に制限がある場合は、対象区間・期間・時間、制限内容等
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 4. 指定仮設がある場合は、その対象物、指定条件等 5. 除雪が必要な場合は、その対象箇所・期間、制限内容等
建設副産物関係	1. 建設発生土及び建設汚泥処理土を他工事へ搬出する場合は、搬出箇所・距離、搬出先工事名、搬出先受入条件等 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件 4. 他工事からの建設発生土を利用する場合は、他工事情報、受入条件・時期 5. 土壌汚染対策法の届出が必要な場合は、場所・範囲・面積、当該工種、発生量 6. スtockヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合は、ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離、受入条件・時期・時間
工事支障物件関係	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

明示項目	明示事項
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 5. 指定部分の引渡しを行う場合は、指定部分、引渡日等 6. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 7. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

『土木工事条件明示の手引き(案)』

『条件明示チェックリスト(EXCEL版)』

詳細は関東地方整備局HP参照 

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

I 設計変更ガイドライン

8. 指定・任意の使い分け

指定・任意については、「建設工事請負契約約款」第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は**受注者の責任で行う**。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**。
3. ただし、**指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は設計変更の対象とする**。

<留意事項>

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ① 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

（ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は設計変更を行う）

I 設計変更ガイドライン

8. 指定・任意の使い分け

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

「建設工事請負契約約款」第1条第3項により、**設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲**

「契約約款第1条第3項」

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の変更提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象と する	設計変更の対象と しない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象と する	設計変更の対象と する
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川占用許可による仮締切の場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件がある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要がある場合	

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

1. 工事一時中止等に係るガイドライン（案）策定の背景・目的

発注者は、受注者の責めに帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止を行わなければならない。

工事の一時中止等の手続きを適正かつ円滑に進めるため、ガイドラインを策定するものである。

工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

工事発注の現状

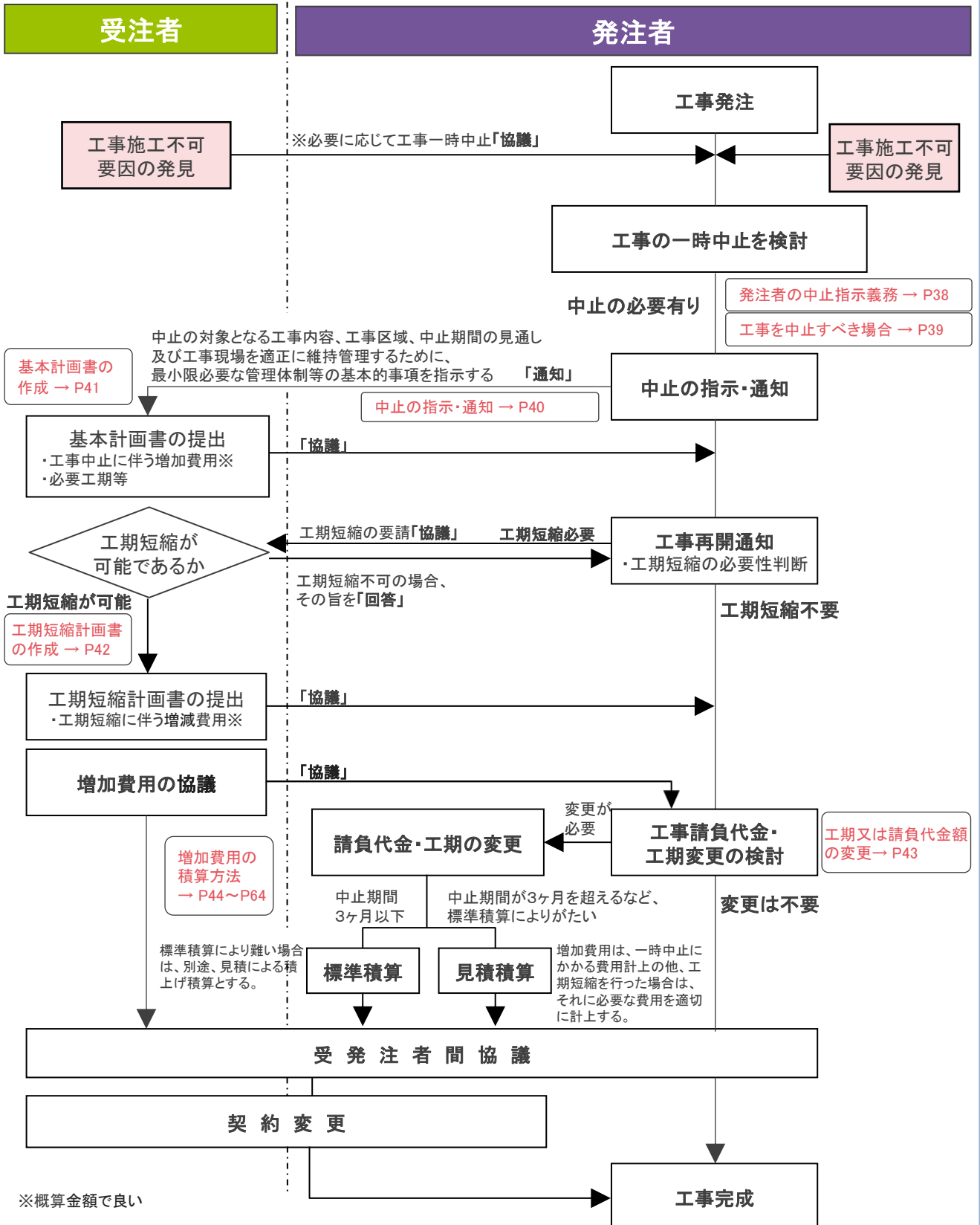
- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところである。

現状における課題

- 工事の施工途中で受注者の責めに帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者は工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

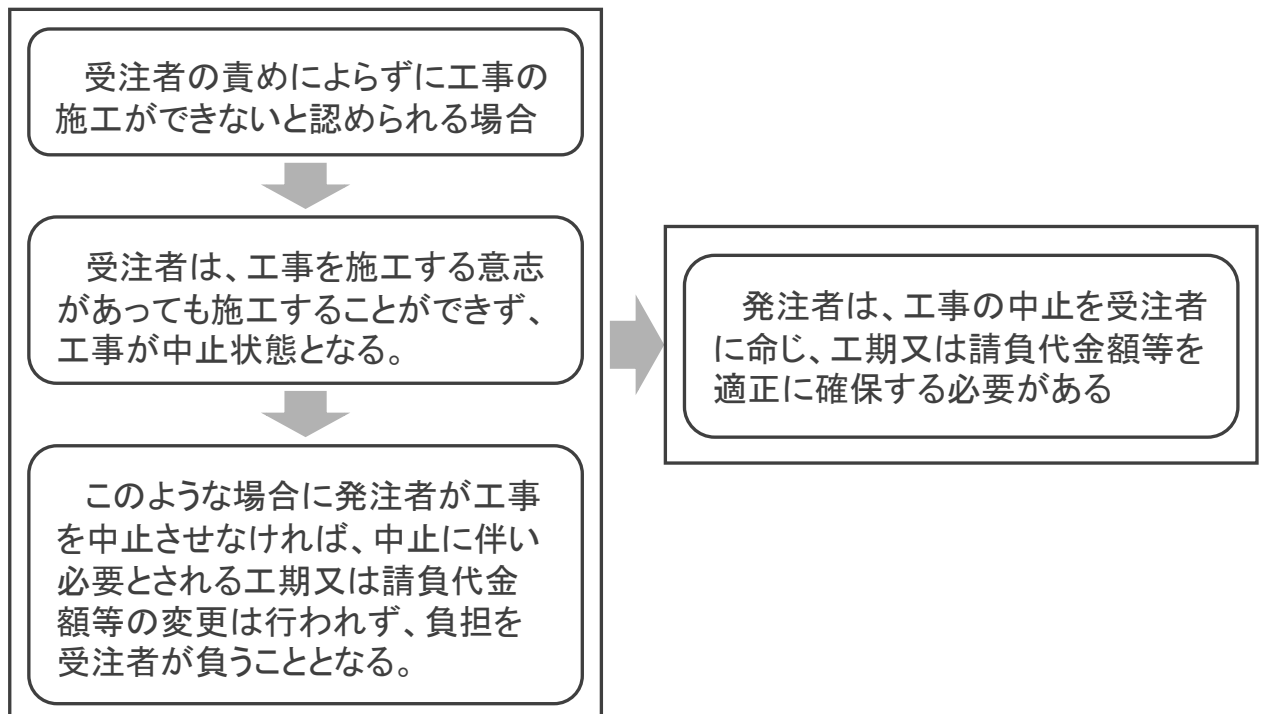
3. 発注者の中止指示義務

【契約約款第20条】

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者は工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。**

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、建設工事請負契約約款（受注者の催告によらない解除権）第51条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

4. 工事を中止すべき場合

【契約約款第20条】

受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、「**暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき**」が規定されている。

上記の規定以外にも、**発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。**

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「**施工できないと認められる状態**」は客観的に認められる場合を意味する。

自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- ・「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- ・「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

※自然的または人為的な事象による工事の中断については、共通仕様書第1編1-1-1-46臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

5. 中止の指示・通知

【契約約款第20条】

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

■発注者の中止権

- 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間について発注者の判断による。
- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

■受注者による中止事案の確認要請

- 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

■工事の中止期間

- 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の要因が解消し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

6. 基本計画書の作成

【土木工事共通仕様書第1編1-1-1-16】

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、受発注者間で協議する。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更基本計画書を作成し、受発注者間で協議する。

- ・ 記載内容は積算に反映されることから、実施内容を明記すること。
- ・ 指示時点で想定している中止期間における増加費用(概算金額)を記載する。
(概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。)
- ・ 一部一時中止の場合には、増加費用の記載は省略できる。

■記載内容(例)

- ・ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ・ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ・ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ・ 工事再開に向けた方策
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- ・ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

■受注者の管理責任

- ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

7. 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増減費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

- 記載内容は積算に反映されることから、実施内容を明記すること。
- 工期短縮計画時点における増減費用（概算金額）を記載する。
（概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。）

■ 記載内容

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増減費用を記載

■ 工程の管理

- 受注者は、発注者の承諾を受けた工期短縮計画書に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

8. 工期及び請負代金額の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、**工期及び請負代金額が変更されなければならない。**

※「必要があると認められるとき」とは、**客観的に認める場合**を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、**工期及び請負代金額の変更を行う。**



工期の変更

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

請負代金額の変更

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- 増加費用
 - ✓ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- 損害の負担
 - ✓ 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ✓ 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（１）工期延長等に伴う増加費用

工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者間で協議して行うものとする。

増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

- ・ 中止の場合の増加費用の算定は、受注者が作成した基本計画書に基づき費用の必要性・数量などを受発注者間で協議して行うこととなるため、基本計画書の作成にあたっては、原則、工事現場の維持等を行う前に、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないように協議を行うこと。（緊急を要する場合など、やむを得ず工事現場の維持等を実施する前に協議を行うことができなかった場合にも、後日遅滞なく協議を行うこと。）
- ・ 基本計画書に記載した工事現場の維持等の計画に変更が生じる場合は、増加費用の算定にも影響することが考えられるため、受注者は必要に応じて変更基本計画書を作成し、速やかに受発注者間で協議を行うこと。
- ・ 工事請負契約約款第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、対象外となる。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ・ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例に倣い、変更契約するものとする。
- ・ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ・ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

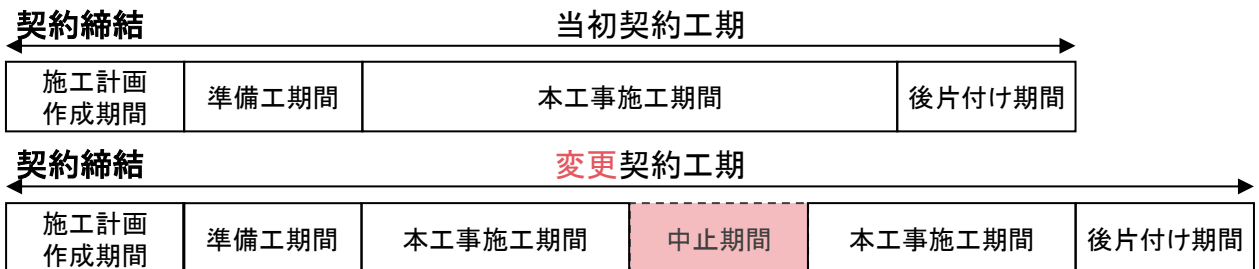
9. 増加費用の積算方法

（２）増加費用の考え方

（２）－１．本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について**受注者から請求があった場合に適用**する。

増加費用として積算する範囲は、①**工事現場の維持に要する費用**、②**工事体制の縮小に要する費用**、③**工事の再開準備に要する費用**、④**工期延長等となる場合の費用**、⑤**工期短縮を行った場合の費用**とする。



■増加費用として積算する範囲

- ① **工事現場の維持に要する費用**
工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。
- ② **工事体制の縮小に要する費用**
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。
- ③ **工事の再開準備に要する費用**
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。
- ④ **工期延長等となる場合の費用**
工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
- ⑤ **工期短縮を行った場合の費用**
工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

■基本計画書の作成

- ・ [⇒詳細はP41「6. 基本計画書の作成」参照](#)

■増加費用

- ・ [⇒詳細はP49「\(3\)増加費用の構成」参照](#)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（２）増加費用の考え方

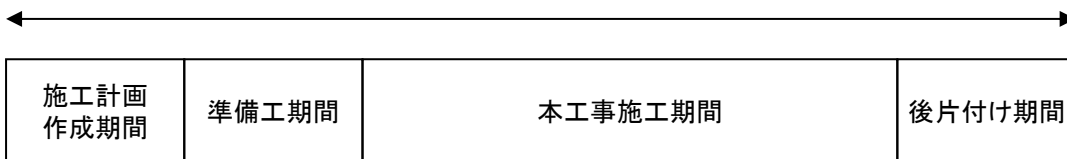
（２）－２．契約後準備工着手前に工期延長等した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

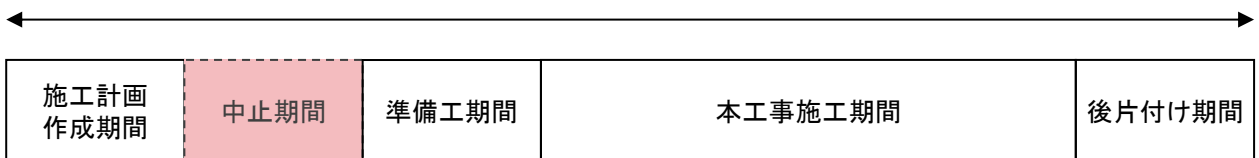
契約締結

当初契約工期



契約締結

変更契約工期



■基本計画書の作成

- ・ 契約約款（工事用地の確保等）第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

■増加費用

- ・ 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（２）増加費用の考え方

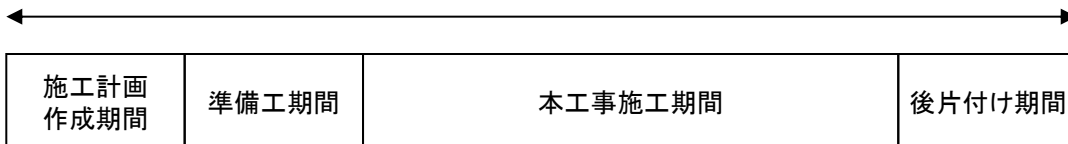
（２）－３．準備工期間に工期延長等した場合

準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

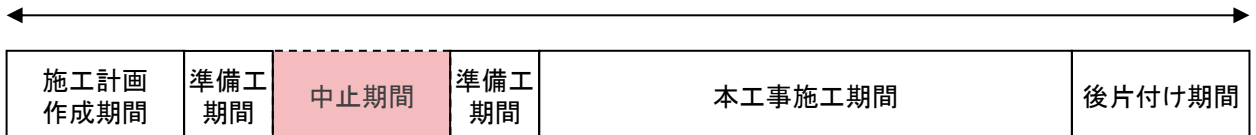
契約締結

当初契約工期



契約締結

変更契約工期



■基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要なに応じて増加費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し承諾を得る。

※増加費用(概算金額)は、請求する場合のみ記載する。

※概算金額は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

■増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
(積算は受注者から見積を求め行う。)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（２）増加費用の考え方

（２）－４．工期短縮を行った場合

- ① 工期短縮の要因が**発注者に起因**するもの → 【増加費用を**見込む**】
 （例）・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が**受注者に起因**するもの → 【増加費用を**見込まない**】
 （例）・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が**自然条件（災害等含む）に起因**するもの
 → 【増加費用を**見込む**】
 （例）・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
 ・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
 ※災害による損害については、工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ・ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に間に要する費用
- ・ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用（重機の分解組立を伴う機械の運搬経費等）
- ・ その他、必要と思われる費用
 ※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■工期短縮計画書の作成

- ・ [⇒詳細はP42「7. 工期短縮計画書の作成」参照](#)

■増加費用

- ・ [⇒詳細はP49「\(3\)増加費用の構成」参照](#)

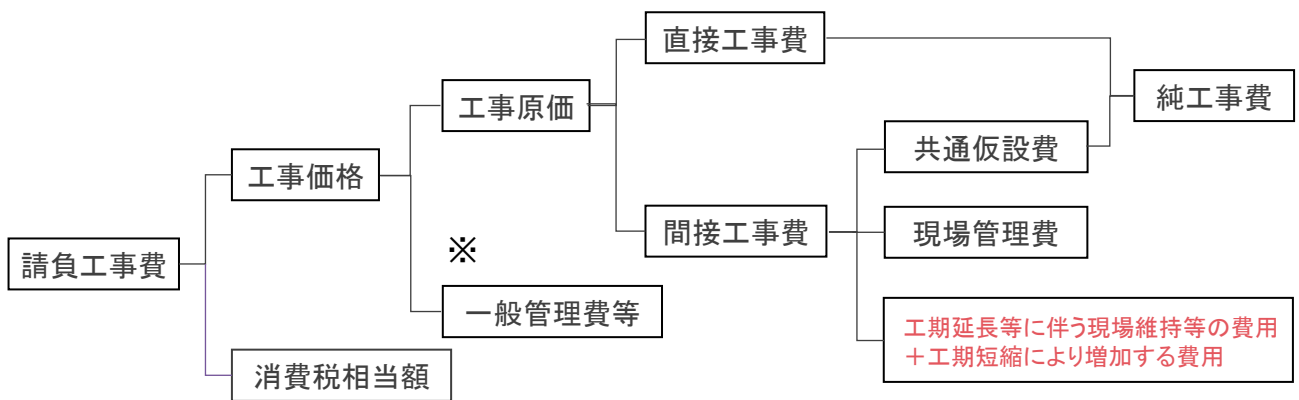
Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（3）増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

ただし、工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。



※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

■増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（４）増加費用の算定

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定するものとする。

また、**工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算により難しい場合は、別途考慮する。**

- 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「3ヶ月以内」としている。
- 工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合でも、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
- 見積を求める場合、工期延長等の期間全体にかかる見積（例えば工期延長等の期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。
- 同一工事内で複数回の一時中止を行った場合は各中止期間の長さに応じて算出した額の合計とする。

「想定される事例」

2ヶ月一時中止し、工事再開後、4ヶ月一時中止した場合



2ヶ月分の標準積算と4ヶ月分の積上げ積算を個別に行い、合計額を計上する

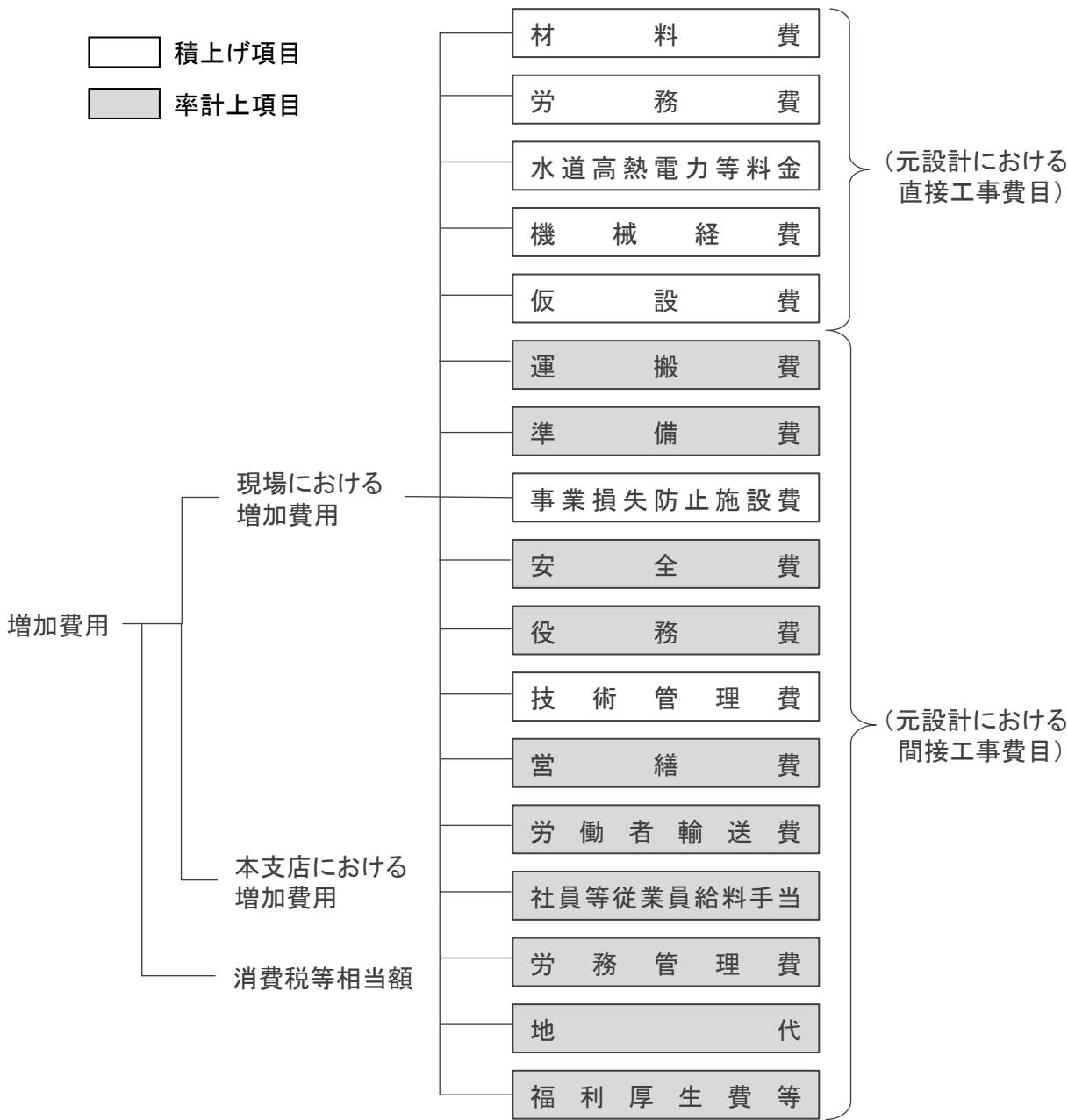
Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（５）工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の**積上げ項目**及び**率項目**とする。

■増加費用の構成項目



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（2／3）

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

① 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立・解体費を含む）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立・解体費、賃料・損料、管理費を含む）

② 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む）工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（2／3）

ヘ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用
- ② 大型機械類等の現場内運搬
元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用
工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用
- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む）

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
- ② 電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

現則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（3／3）

ワ 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

- ① 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用
元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という）（通勤者も含む）とする。
- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

- ii) 本支店における増加費用
中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- iii) 消費税相当額
現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 ※1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）
（単位：円 ※1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円 ※1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{\alpha \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{\alpha \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A、B、a、b：各工種毎に決まる係数

■工期延長等に伴い増加する現場経費率（dg）における係数（A、B、a、b）

別表－1

工 種 区 分	係 数 A					係 数 B					係 数 a	係 数 b
	一般交通 影響無し	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (D I D補 正)	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (D I D補 正)	山間僻地 及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事 (1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事 (2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事 (3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事 (4)	186.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	-	-	-	-	-0.0824	-	-	-	-	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	-	-	-	-	-0.0673	-	-	-	-	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

（注）係数A・Bにおける施工地域区分は、「第Ⅰ編第2章②間接工事費3.現場管理費」によるものとする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

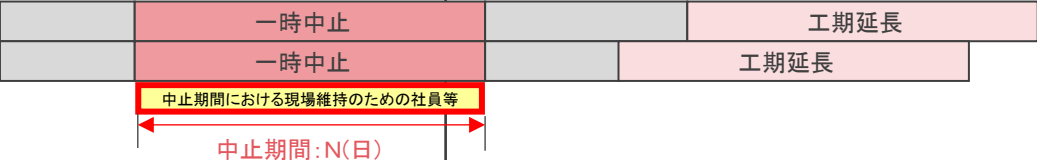
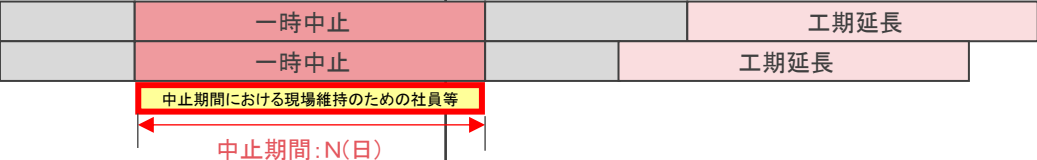
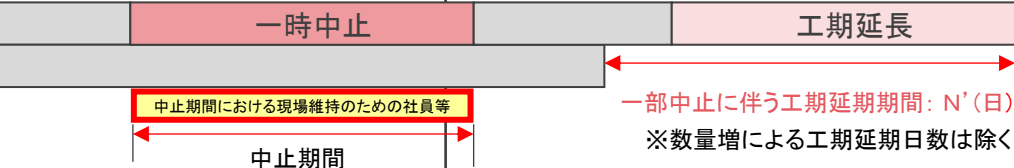
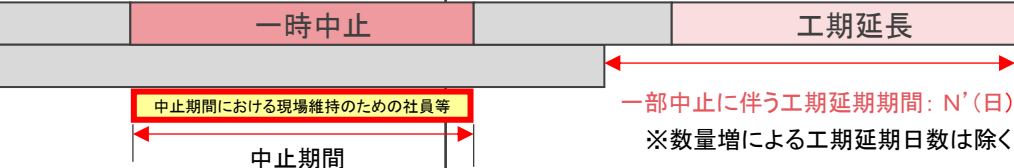
9. 増加費用の積算方法

（6）工事一時中止の区分の違い

工事の全部を中止する場合（一時中止）、工事の一部を中止する場合（一部一時中止）で、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

- 一部一時中止の場合においても、中止期間中の工事現場の維持・管理が必要であったり、その中止が全体工程に影響を及ぼす場合は、請負金額及び工期の変更を行う。

	一時中止（工事全体の中止）	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分（中止の通知の際に図面で明示）
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期（契約書第51条）	中止期間が工期の10分の5または6月を超えるとき	中止部分を除いた部分が完成した後、3月を経過しても、中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延長する	中止に伴う影響期間分について工期延期する

	中止期間が3ヶ月以内の場合（標準積算）	中止期間が3ヶ月を超える場合等（積上げ積算）
（工事全体の中止） 一時中止	- 率計上項目は、標準積算とする。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間：N」を用いる。 - 率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
		
一部一時中止	- 率計上項目は、標準積算とする。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間：N'」を用いる。 - 率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
		

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（7）中止時期と増加費用の範囲

		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、本工事前の測量等を行う期間	本工事施工中
中止期間	3ヶ月以内	増加費用は計上しない	積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定 【積算例】 ○安全費 ・工事看板の損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等	標準積算(率計上項目)および積上げ積算(率計上項目以外)の合計 ※積上げ積算は実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
		※増加費用の算定は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した費用の明細に基づいて発注者と受注者が協議して決定する。		

■標準積算の場合の率計上項目

率計上項目

積上げ項目

イ 材料費	①材料の保管費用
	②他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	①工事現場の維持等に必要なる労務費
	②他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	設置済の施設を維持するために要する費用
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の費用
	①仮設諸機材の損料
ホ 仮設費	②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
	③工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
ヘ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	②大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える作業
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	①既存の安全設備に係る費用
	②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	②電力水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない
ヲ 営繕費	工期延長等期間中における営繕施設の維持費、補修費及び損料額又は営繕費
ワ 労務者輸送費	工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
	②工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
	③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
ヨ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	②解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

9. 増加費用の積算方法

（8）工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（3ヶ月を超える場合）

■工事概要および対応フロー

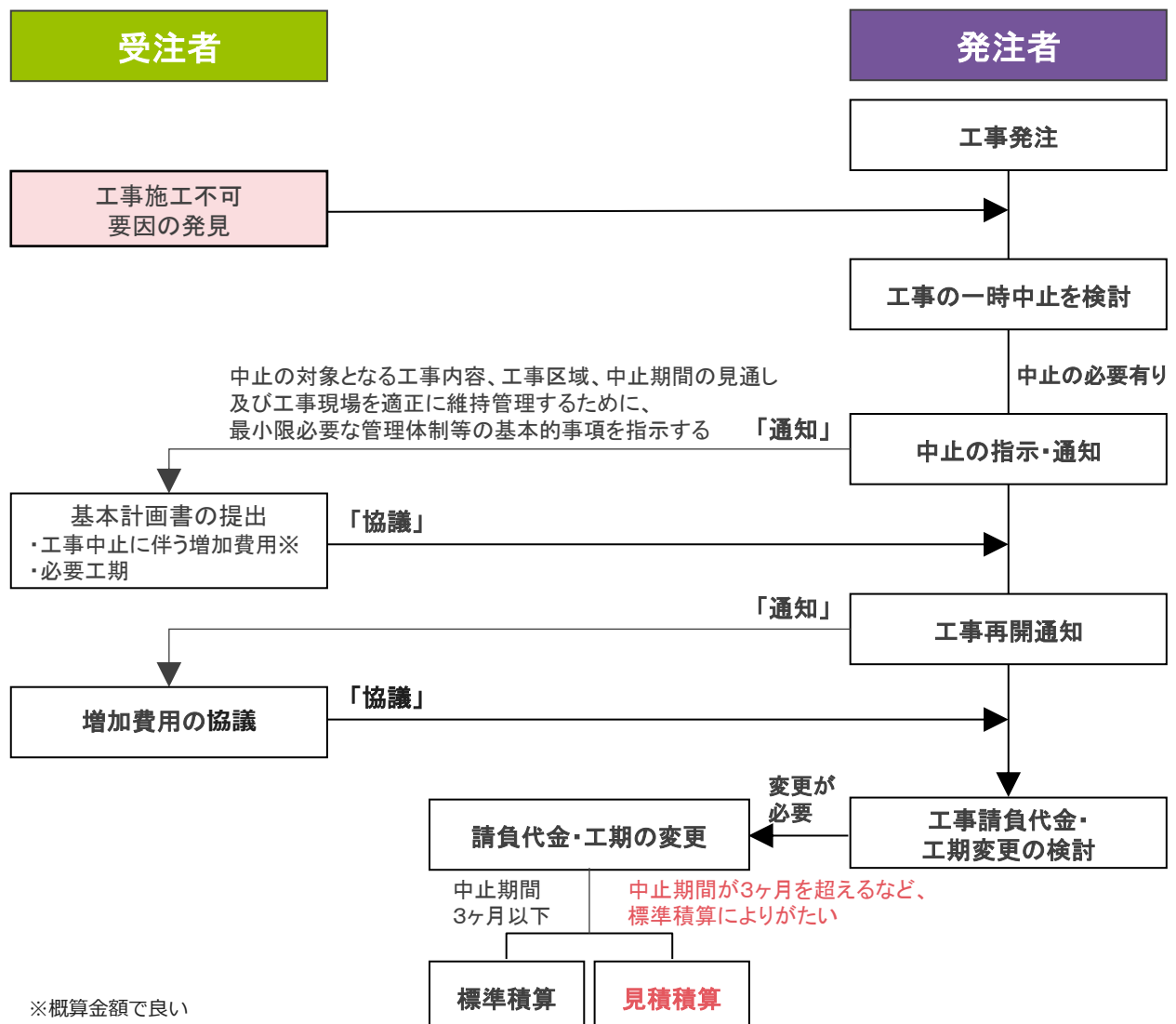
工 事 名：〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■基本計画書の作成（準備工期間中に工事中止） ※基本計画書は打合せ簿により提出する

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社

目次

1. 工事概要	2
2. 中止期間中の業務	3
3. 中止期間中の職員体制	4
4. 現場組織表	5
5. 安全衛生管理組織表	6
6. 緊急時の体制及び対応	7
地震発生時	8
台風発生時	9
緊急連絡体制	10
災害対策本部組織図	11
緊急資材一覧表	12

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試掘の立会
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人…常駐
監理技術者…非専任

施工担当者…代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表、安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増加費用の基礎資料

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■増加費用の協議例

国交省標準化様式－9

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ その他 ()		
工事名	××改良工事		
(内容) 工事場所 ××地先 受注者名 (株)×× 工事の一時中止に伴う増加費用について 令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、令和〇〇年〇〇月〇〇日から工事の一時中止を受け、令和〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴う現場維持（及び工期短縮）等に要した費用について協議します。 上記費用の算出根拠資料を合わせて提出します。 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (〇〇〇日間) 添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☒ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:	

所 長	次 長	工事施工 管理幹	課 長	監 督 員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

(注) 打合せの都度2部作成し、各々保管する。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■ 増加費用の見積もり根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書（令和〇〇年 〇月分）

税抜き金額

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

請求書

〇〇〇株式会社

令和〇〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇株式会社

012-345-6789

〇〇〇株式会社使用欄

〇〇〇株式会社使用欄(記入)

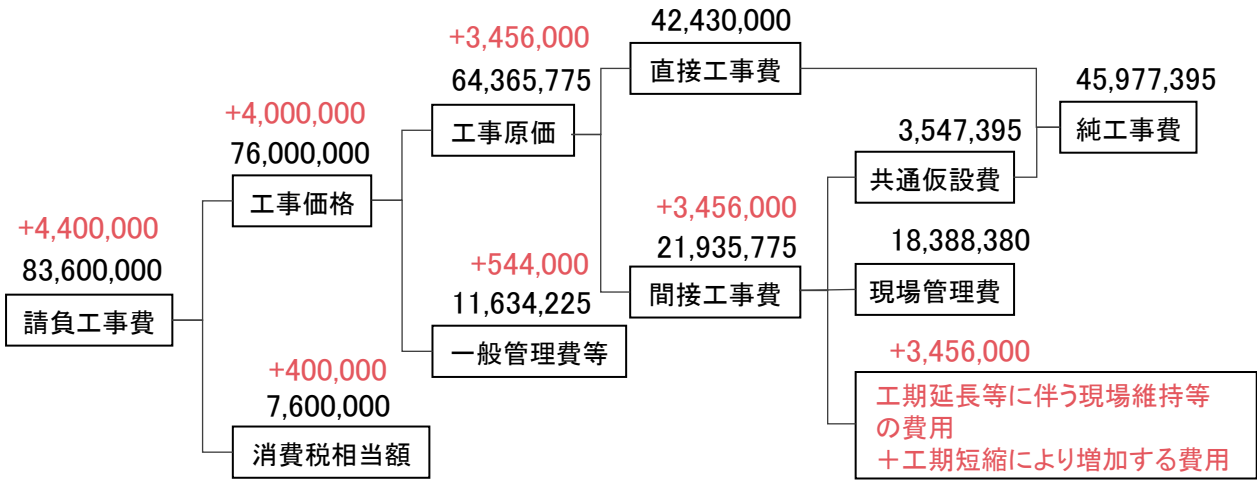
経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

■ 増加費用の計算例

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



設計内訳書

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事 (1 回変更)(包括合意)					事業区分	共同溝・電線共同溝		
						工事区分	電線共同溝		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共同溝		式	1		42,430,000	0	0		
開削土工		式	1		42,430,000	0	0		
掘削工		式	1		42,430,000	0	0		
開削掘削		m3	10,000	4,243	42,430,000	0	0		
直接工事費		式	1		42,430,000	0	0		
共通仮設費		式	1		3,547,395	0	0		
共通仮設費(率計上)		式	1		3,547,395	0	0		
純工事費		式	1		45,977,395	0	0		
現場管理費		式	1		18,388,380	0	0		
工期延長等に伴う現場維持費		式	0		0	1	3,456,000	※1	
工事原価		式	1		64,365,000 67,821,775	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1		11,634,225 12,178,225	1	544,000		
工事価格		式	1		76,000,000 80,000,000	1	4,000,000		
消費税相当額		式	1		7,600,000 8,000,000	1	400,000		
工事費計		式	1		83,600,000 88,000,000	1	4,400,000		

※1.『工期延長等に伴う現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

（１）「設計図書の照査」に係わる規定について

建設工事請負契約約款第18条（条件変更等）及び土木工事共通仕様書第1編1-1-1-3設計図書の照査等においては、次のように**受注者が設計図書の照査を自らの負担により行う**こととなっている。

受注者は、工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書に基づいて、設計照査を行うこととなる。照査結果から工事請負契約約款第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）の作成は、**受注者の負担**により作成を行う。

また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は**発注者の責任**において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】



- ①設計照査に係る費用
- ②設計照査の結果を監督員に説明するための資料作成（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）
- ③監督員から更に詳細な説明を求められた場合に、説明するための資料作成

【発注者が実施する部分】

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等
- ※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。



Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

（2）「設計図書の照査」の範囲

設計図書の照査にあたり、**現場と設計図書が一致しないことの実**
を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取合い
図、施工図等）の作成は、**受注者の負担により作成**を行う。

なお、**照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の
再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注
者の責任において行うものとする。**

照査結果の報告【資料作成費用：**受注者負担**】

現地と設計内容の相違について、確認
できる資料を書面で提出します。



資料によって現地との相違が確
認できました。設計変更に必要な
資料を作成します。



照査結果を受け設計図書の変更や構造計算の再計算等行う場合
【資料作成費用：**発注者負担**】

設計図書の訂正または変更を行います。

または

設計図書の訂正または変更を行っ
た資料を提出してください。作成
費用は設計変更の対象とします。
作成費用に関する見積等を提出
してください。



設計変更に関わる資料を
作成したので提出します。



Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（変更可能）「想定事例」

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構設計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直しを必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

2. 照査項目チェックリスト

受注者は、「設計図書の照査」においては、「**3. 設計図書の照査項目及び内容**」を参考に照査を行う。

『[照査項目チェックリスト\(EXCEL版\)](#)』

[詳細は関東地方整備局HP参照](#)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

◆照査項目チェックリストの利用方法(参考)

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③ 照査を完了した項目について、契約約款第18条第1項第一号から第五号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、照査状況及び結果を報告する。その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

<留意事項>

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除することは行わないこと。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

3. 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主な内容	
1	当該工事の 条件明示内 容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・ 貸与資料の 確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、縦断、横断）は整理されているかの確認
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者に及ばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか

Ⅲ 設計照査ガイドライン

3. 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主な内容	
3	現地踏査	3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか
4	設計図	4-1	桁の製作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認

Ⅲ 設計照査ガイドライン

3. 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主な内容	
4	設計図	4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象

Ⅳ 設計変更事例（主な事例）

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更①

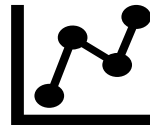
基礎地盤が設計図書で示された土質でないことが判明したので、基礎工の構造を変更した。

当初設計

- ・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。

- ・実際掘削したら、想定した土質と違うことが判明

支持地盤の強度が
不足しているなあ。



変更設計

- ・地質確認のため工事一時中止を指示
- ・土質変更に伴う設計変更について設計図書に明示
- ・一時中止の増加費用及び設計変更の費用を計上

ポイント

本事例は契約約款第18条(条件変更等)第1項第4号に該当する事象であり、発注者は同条第4項に基づき設計図書の変更を行う。

IV 設計変更事例（主な事例）

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更②

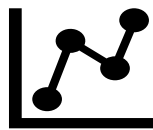
土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっている
ので、薬液注入率を
見直さなければ。



変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示
・変更後の薬液注入率で費用を計上

ポイント

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

（※）この場合、薬液注入率の変更を受発注者協議を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

IV 設計変更事例（主な事例）

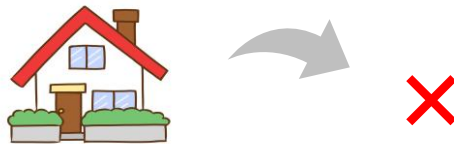
2. 施工数量の増減

工事施工箇所に家屋移転補償契約済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

- ・工事施工箇所にある家屋の移転が見込まれていた。

- ・当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

- ・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

ポイント

家屋の移転完了時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

IV 設計変更事例（主な事例）

3. 施工方法等の変更①

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

- ・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

- ・渇水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上

ポイント

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が受発注者協議で認められたもの。

Ⅳ 設計変更事例（主な事例）

3. 施工方法等の変更②

地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を想定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。

・地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

- ・工法検討のため工事一時中止を指示
- ・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
- ・特記仕様書で工法を指定した。

ポイント

契約時点では、最も合理的な工法として想定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は相談内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

IV 設計変更事例（主な事例）

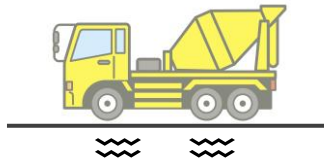
3. 施工方法等の変更③

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、碎石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示
・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上

ポイント

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については、指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため、設計変更の対象とする。

IV 設計変更事例（主な事例）

3. 施工方法等の変更④

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通の配置が必要となった。

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。



変更設計

- ・以下の3点について設計図書に条件明示する。
 - ①夜間作業の区分
 - ②交通の夜間作業時間帯及び配置人数
 - ③夜間作業の変更に伴い作業時間が短くなる場合は工期を延長
- ・夜間作業に伴う積算の変更と交通の費用を計上

ポイント

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

IV 設計変更事例（主な事例）

3. 施工方法等の変更⑤

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントを設置するための仮栈橋を新たに設けることとした。

当初設計

- ・設計図書には、クレーン及び仮設プラントを車線に配置することが可能である旨の施工条件が示されていた。

- ・当初見込んだ仮設計画による道路使用が許可されなかった。



変更設計

- ・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に追加した。

ポイント

条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。条件明示と現場環境が異なるため、施工ヤードの内容を変更して対応した。

IV 設計変更事例（主な事例）

3. 施工方法等の変更⑥

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

当初設計

- ・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
- ・Φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議する。と示されてた。

- ・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算
- ・ウェルポイント工法の費用を計上

ポイント

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

IV 設計変更事例（主な事例）

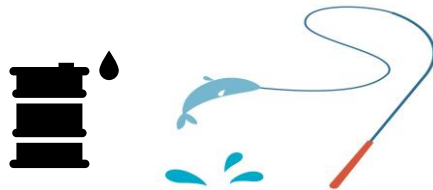
4. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更①

地元漁業関係者から漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員の承諾を得る。と示されていた。

・地元漁業関係者から漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

- ・速やかに工事の一時中止の指示を行う。
- ・工事一時中止に伴う増加費用を計上する。

【契約約款第20条（工事の中止）】

ポイント

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を必要と判断したものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

IV 設計変更事例（主な事例）

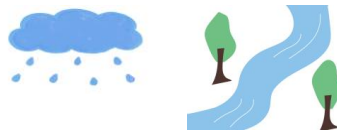
4. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更②

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完成できなくなった。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）
 - ・工期の延長を行い、増加費用を計上
- 【契約約款第21条（受注者の請求による工期の延長） 第23条（工期の変更方法）】

ポイント

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

Ⅳ 設計変更事例（主な事例）

4. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更③

橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添架物が発見され、工法の見直しに必要な期間について工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、現地と差異がある場合は、監督員と協議する。と示されていた。

- ・当初図面に記載のない事象により、想定していた施工方法では施工ができなくなった。



変更設計

- ・施工方法等の見直しに必要な期間について、一時中止を指示し、工期延長を行う。

- ・一時中止に伴う増加費用を計上する。

【契約約款第20条（工事の中止）】

ポイント

橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計との差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議のうえ、費用を見込まなければならない。

IV 設計変更事例（主な事例）

5. 工期短縮に伴う変更

工事一時中止により2ヶ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヶ月とし、1ヶ月間の工期を短縮する施工を指示した。

当初設計

- ・作業に必要な日数から工期を算定していた。

- ・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1ヶ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。

変更設計

- ・受発注者間で1ヶ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。
- ・PC製品導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増 など

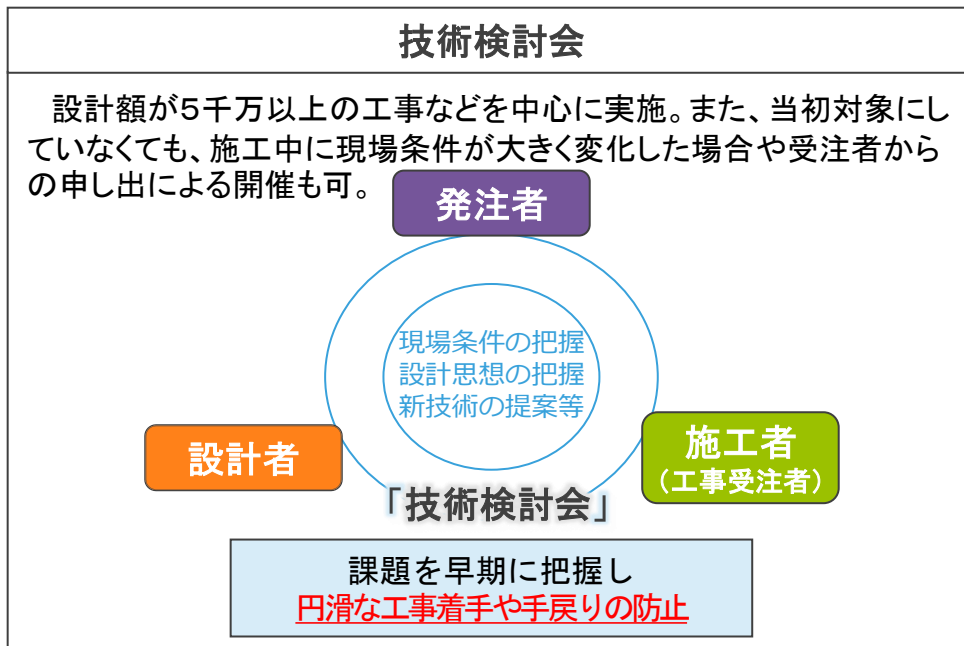
ポイント

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。

V 受発注者間のコミュニケーション

1. 各種取組の概要・目的・位置付け

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備。受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。



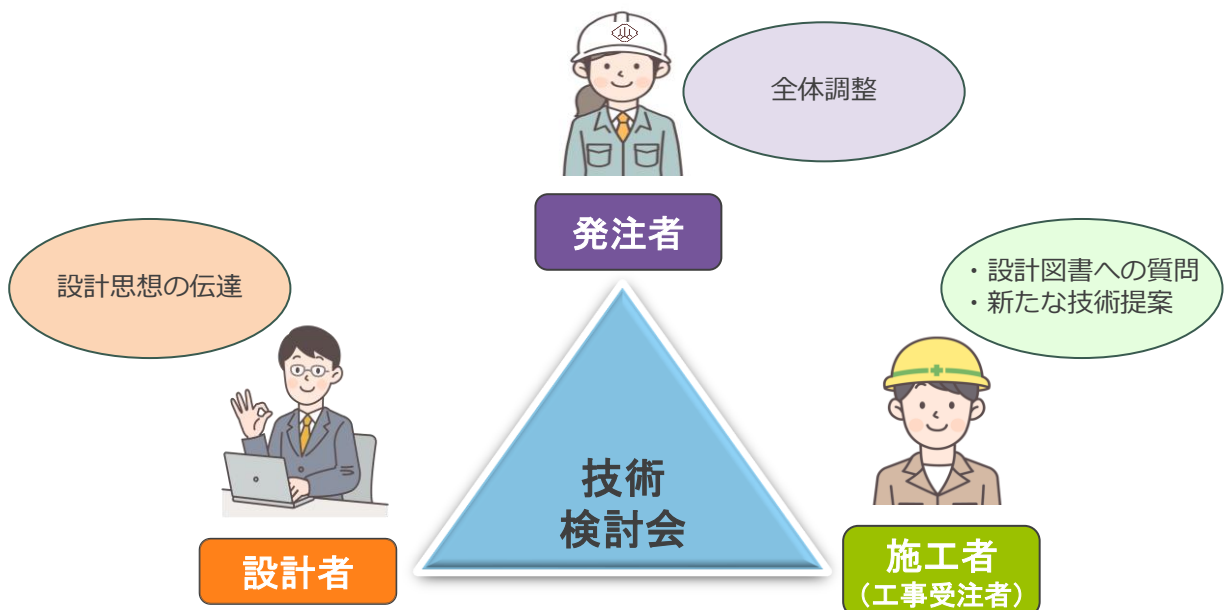
工事現場環境改善（ウィークリースタンス） 【共通仕様書1-1-1-5】	ワンデーレスポンス 【共通仕様書1-1-1-4】
原則、全ての工事・業務が対象（災害復旧工事等緊急を要する場合を除く） 発注者 ⇄ 受注者 ・依頼日、時間及び期限に関する取組 ・会議、打合せに関する取組 ・業務時間外の連絡に関する取組 土日・深夜勤務等を抑制して 現場環境を改善	原則、全ての工事・業務が対象 発注者 ⇄ 受注者 協議・承諾・確認等について 原則、その日のうちに回答 設計変更の透明性を図り 円滑な変更手続き

V 受発注者間のコミュニケーション

2. 技術検討会

工事目的物の品質確保を目的として、**発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者による『技術検討会』を実施し、設計思想の伝達、設計条件や施工上の留意点などの相互理解を促す**取組

- 対象工事は、設計額が概ね5千万以上で、下記の「工事発注後の技術検討会実施要領」に示す「特定工種を伴う工事」及び「特殊な条件に該当する工事」のいずれかにあてはまり、発注者が必要と判断した工事とする。
- 対象工事については、設計図書の照査及び起工測量が終了した時点で1回目を実施することを基本とするが、施工中、必要が生じた場合には複数回実施できるものとする。
- 発注時に対象としてない工事であっても、施工中における施工者または設計者の発議により、対象工事とすることもできる。施工者が技術検討会の開催を発議する場合、監督員に打合せ簿で要請（協議）するものとする。
- 技術検討会の開催に係る費用は、発注者が負担する。



詳細は県HP「[工事発注後の技術検討会実施要領](https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/gijutukentokai.html)」参照 

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/gijutukentokai.html>

V 受発注者間のコミュニケーション

3. 工事現場環境改善（ウィークリースタンス）

4. ワンデーレスポンス

詳細は県HP「山梨県工事書類スリム化ガイド」参照 

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/koujisyorui-slimguide.html>

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

以下に、本文に掲載されている条項を記載する

第1条（総則）

第1条 1～2 省略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4～12 省略

第2条（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第13条（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等以上の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3～5 省略

第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3～6 省略

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第16条（工事用地の確保等）

第16条 1 省略

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3～5 省略

第18条（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第19条（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第23条（工期の変更方法）

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条（請負代金額の変更方法等）

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第26条（臨機の措置）

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第29条（不可抗力による損害）

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等にあつては第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下、この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については発注者が損害合計額を負担するものとする。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

第37条（部分払）

第37条 1～2 省略

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4～7 省略

第50条（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第51条（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第55条（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 省略

第58条（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

4～3 省略

VI 参考資料

1. 工事請負契約約款

第60条（あっせん又は調停）

第60条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山梨県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第61条（仲裁）

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

最新の契約約款

詳細は「山梨県公共事業ポータルサイト」参照 

<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>

【ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料】

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(1) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (昭和44年5月7日)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（通知）

昭和44年5月7日 建関契第289号
局長から各部課（室）長、各事務所長あて

標記について、建設大臣官房長から別紙写しのとおり通知があったので、今後これに準拠して処理されたい。
なお、昭和43年4月10日付けの企画室長名による事務連絡「請負工事変更設計の先行承認について」は昭和44年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（通知）

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2
建設大臣官房長から地方建設局長あて

標記について、東北地方建設局長から別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので了知するよう通知する。

(別紙1)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和44年3月22日 東建契44第132号
東北地方建設局長から建設大臣官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

(目 的)

1. この取扱いとは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

(定 義)

2. この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更

工事請負標準契約書第15条及び第16条の規定により図面又は仕様書（土木工事にあっては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更

設計変更に伴い工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の設計変更に係る工事の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減する

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

ことをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（管轄工事（事業費をもってする管轄工事を除く。以下同じ。）にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

（契約変更の範囲）

3. 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

（注）工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模等に応じ適正に定めるものとする。

4. 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。
5. 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

（土木工事に係る設計変更の手続）

6. 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行なうものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行なうことができるものとする。
7. 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ契約担当官等の承認を受けるものとする。

- 一 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金額の25%）又は、4,000万円をこえるもの

- 二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

（管轄工事に係る設計変更の手続）

8. 管轄工事に係る設計変更は、原則としてその必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行なうものとする。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

9. 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行なうことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

- ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金額の25%）をこえるもの

（部分払）

10. 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行なうものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するもの

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

とし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

（入札者又は契約の相手方に対する説明）

11. 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条項を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

（この取扱いの実施時期）

12. この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事請負契約を締結するものから実施するものとする。

（別紙2）

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（回答）

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号
建設大臣官房長から東北地方建設局長あて

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行ない、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。

なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、当分の間、照会のとおり処理することについてはやむを得ないものと了承する。ただし、照会の9の取扱いについて、軽微な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の留保期間が長期に亘るため部分払にあたり請負者に著しく不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の留保期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う契約変更の手続をとることとされたい。

（注） 7の一及び9の（注）口を変更。

昭和62年6月29日	建設省東地厚発第38号
昭和62年7月6日	建関契第520号

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(2) 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について (平成10年6月30日)

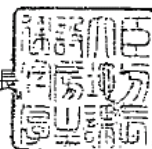
建設省厚契発第 30号

建設省技調発第145号

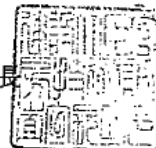
平成10年6月30日

関東地方建設局企画部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長



建設大臣官房技術調査室長



「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

記

「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(3) 条件明示について (平成14年3月28日)

国官技第 369号
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(4) 工事の積算における設計変更について

工事の積算における設計変更について

1 適用範囲

山梨県県土整備部が発注するすべての工事（営繕工事は除く）に適用する。

2 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。
- (3) 請負工事費の変更は、県の作成する積算書をもとにして次式により算出する。

$$\text{工事価格} = \text{変更県積算工事価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の県積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{請負工事費} = \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

(落札率を乗じた額)

(注) 直前の請負額、直前の県積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

3 設計変更における材料単価等の取り扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成29年4月1日以降の変更協議より適用する。

詳細は県HP「工事の積算における設計変更について」参照 
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekkeihenkousekisan.html>

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

（5）適切な工期設定の考え方

土木工事における適切な工期設定の考え方

1. 工期設定

（1）用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日】

雨休日（休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日）、その他の天候等による作業不能日、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【雨休率】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

（2）工期の設定

① 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定※することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低 30 日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
道路改良工事	40日	トンネル工事	80日
鋼橋架設工事	90日	砂防・地すべり等工事	30日
PC 橋工事	70日	道路維持工事※	50日
橋梁保全工事	60日	河川維持工事※	30日
舗装工事（新設）	50日	電線共同溝工事	90日

※通年維持工事は除く

② 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、山梨県土木工事標準積算基準書等に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（pt）数は基本 1 pt で設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

③ 雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。（暴風等の気象における地域の実情を考慮してもよい。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良い）なお、雨休率を設定する際は、「休日」と「降雨降雪日」を重複して設定しないように注意する。

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

降雨降雪日は、1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日とし、過去 5 カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

山梨県の雨休率 令和 7 年（2025 年）：0.88 令和 8 年（2026 年）：0.85

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法（例） 令和 8 年の雨休率：0.85

例：不稼働日 = 施工に必要な実日数（100日）× 雨休率 0.85 = 85日

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

【表－１】観測所毎の雨休率の計算例（2025年（令和7年）【※甲府の場合】）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降雨・降雪日数		1.2	1.6	3.4	3.0	2.6	4.4	6.8	4.4	4.0	3.6	1.2	0.6	36.8
(10mm以上の日数)														
暴風日等														0
(気象における地域の実情日)														
降雨・降雪等の日数(小計)		1.2	1.6	3.4	3	2.6	4.4	6.8	4.4	4	3.6	1.2	0.6	36.8
休日数	土曜・日曜	8	8	10	8	9	9	8	10	8	8	10	8	104
	祝日・祭日	2	2	1	1	2	0	1	1	2	1	2	0	15
	年末年始	2											3	5
	夏休み								3					3
	計	12	10	11	9	11	9	9	14	10	9	12	11	127
休止日数×休日/暦日		0.46	0.57	1.21	0.90	0.92	1.32	1.97	1.99	1.33	1.05	0.48	0.21	12.41
降雨・降雪日と休日のダブリ														
暦日		31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365
稼働可能日数		17.8	16.4	16.6	18.0	17.4	16.6	15.2	12.6	16.0	18.4	16.8	19.4	201.2
雨休率		74%	71%	87%	67%	78%	81%	104%	146%	88%	68%	79%	60%	81%

【表－２】観測所毎に算出した雨休率の平均値（2025年（令和7年））

観測所	雨休率	観測所	雨休率
甲府	0.81	切石	0.86
古閑	0.88	南部	1.00
大泉	0.82	大月	0.84
韮崎	0.83	上野原	0.85
勝沼	0.80	河口湖	0.88
乙女湖	1.01	山中	0.96
富士川	0.87	【全観測所平均値】	<u>0.88</u>

【表－３】観測所毎の雨休率の計算例（2026年（令和8年）【※甲府の場合】）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降雨・降雪日数		1.0	1.4	3.6	2.4	3.4	3.6	5.4	4.2	3.8	2.8	1.2	0.8	33.6
(10mm以上の日数)														
暴風日等														0
(気象における地域の実情日)														
降雨・降雪等の日数(小計)		1	1.4	3.6	2.4	3.4	3.6	5.4	4.2	3.8	2.8	1.2	0.8	33.6
休日数	土曜・日曜	8	8	9	8	10	8	8	10	8	9	9	8	103
	祝日・祭日	1	2	1	1	3	0	1	1	3	1	2	0	16
	年末年始	3											3	6
	夏休み								2					2
計		12	10	10	9	13	8	9	13	11	10	11	11	127
休止日数×休日/暦日		0.39	0.50	1.16	0.72	1.43	0.96	1.57	1.76	1.39	0.90	0.44	0.28	11.50
降雨・降雪日と休日のダブリ														
暦日		31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365
稼働可能日数		18.0	16.6	17.4	18.6	14.6	18.4	16.6	13.8	15.2	18.2	17.8	19.2	204.4
雨休率		72%	69%	78%	61%	112%	63%	87%	125%	97%	70%	69%	61%	79%

【表－４】観測所毎に算出した雨休率の平均値（2026年（令和8年））

観測所	雨休率	観測所	雨休率
甲府	0.79	切石	0.82
古閑	0.86	南部	1.00
大泉	0.80	大月	0.82
韮崎	0.80	上野原	0.82
勝沼	0.77	河口湖	0.87
乙女湖	0.98	山中	0.95
富士川	0.82	【全観測所平均値】	<u>0.85</u>

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

（注1）雨休日数＝施工に必要な実日数（実働日数）×雨休率

（注2）

$$\text{雨休率} = \frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等の日数}}{\text{稼働可能日数}}$$

（注3）稼働可能日数＝暦日数－（休日数＋降雨・降雪等の日数）

（注4）休日については、以下の要領でカウントした。

- ◆土曜・日曜…4週8休とし、祝日・祭日、年末年始、夏休みと重なる日もカウント
- ◆祝日・祭日…土曜・日曜と重なるものは除く
- ◆年末年始・夏休み…土曜・日曜・祝日・祭日と重なるものは除く

年末年始：12月29日から1月3日までの6日間

夏休み：3日間（8月13日から8月15日）

（注5）降水量10mm以上の日数は以下の気象データより算出した。

（気象データは、気象庁HPの「過去の気象データ検索」を引用）

令和7年：県内の観測所毎[※]の過去5カ年（令和2年～令和6年）の平均値【表－1】により算出した雨休率の平均値【表－2】とする。

令和8年：県内の観測所毎[※]の過去5カ年（令和3年～令和7年）の平均値【表－3】により算出した雨休率の平均値【表－4】とする。

※観測所は、甲府、古閑、大泉、韮崎、勝沼、乙女湖、富士川、切石、南部、大月、上野原、河口湖、山中の13箇所。

④ その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

ア. 天候等による作業不能日の考慮

当該工事の実施時期が6月から9月を含む場合、地域に応じて、猛暑日日数を必要に応じて加算する。

猛暑日日数は、気象庁及び環境省の地域ごとのデータより、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第2位を四捨五入し、日数換算した日数）で、過去5カ年の内、全観測所の合計が最も多い年のデータにより算出する。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

※観測所は、甲府、韭崎、勝沼、切石、南部、大月、河口湖の7箇所。

【表－5】観測所毎に算出した年間猛暑日日数（2021年～2025年）

	観測所	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
中北建設事務所	甲府	2.9	6.6	7.9	14.1	7.1
峡北支所	韭崎	0.8	2.9	4.5	9.7	9.4
峡東建設事務所	勝沼	10.1	15.4	17.9	27.0	6.1
峡南建設事務所	切石	4.0	6.3	11.3	22.7	16.0
身延支所	南部	6.9	8.3	12.9	26.0	21.1
富士・東部建設事務所	大月	2.9	6.6	11.9	16.8	15.9
吉田支所	河口湖	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		27.5	46.0	66.3	116.3	75.6

【表－6】観測所ごとに算出した月別猛暑日日数（2024年）

	観測所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	年間合計
中北建設事務所	甲府	0.0	0.0	0.0	6.0	7.5	0.6	0.0	14.1
峡北支所	韭崎	0.0	0.0	0.0	2.9	6.0	0.8	0.0	9.7
峡東建設事務所	勝沼	0.0	0.0	0.0	9.8	11.9	5.3	0.0	27.0
峡南建設事務所	切石	0.0	0.0	0.0	5.9	13.4	3.4	0.0	22.7
身延支所	南部	0.0	0.0	0.0	9.8	12.4	3.8	0.0	26.0
富士・東部建設事務所	大月	0.0	0.0	0.0	7.9	6.8	2.1	0.0	16.8
吉田支所	河口湖	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

猛暑日日数計算例

例：峡東建設事務所の場合

ケース i 工期が 7 月 21 日～3 月 15 日の場合 7 月：11 日 8 月：31 日 9 月：30 日

猛暑日日数＝7 月分＋8 月分＋9 月分

$$= (11/31 \times 9.8) + (31/31 \times 11.9) + (30/30 \times 5.3)$$

$$= 3.5 + 11.9 + 5.3 = 20.7 \approx 21 \text{ 日（切り上げ）}$$

ケース ii 工期が 12 月 20 日～8 月 20 日の場合 6 月：30 日 7 月：31 日 8 月：20 日

猛暑日日数＝6 月分＋7 月分＋8 月分

$$= (30/30 \times 0) + (31/31 \times 9.8) + (20/31 \times 11.9)$$

$$= 0 + 9.8 + 7.7 = 17.5 \approx 18 \text{ 日（切り上げ）}$$

イ. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

ウ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

エ. その他

上記ア.イ.ウ以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定^{*}するものとする。

※通年維持工事は除く

⑥ 工期設定日数の確認

上記①～⑤により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の－10%以上乖離した場合に確認する）

参考1に各工種の過去5年間の工事費と工期の関係と算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。

ただし、土木工事においては、その地域や箇所特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

⑦ 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示する。

例：・工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合
・その他、特記すべき事項がある場合

詳細は県HP「適切な工期設定について」参照 

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/koukisettei.html>

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(6) スライド制度について



スライド制度について

スライド制度は、山梨県工事請負契約書第25条に規定されている制度です。

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することが出来ます。

- 急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準または物価水準が変動した場合（インフレスライド）
- 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）
- 契約締結日から1年経過した後に賃金水準または物価水準が変動した場合（全体スライド）

上記に当てはまる場合

スライド制度が活用できるかもしれません。

詳細は県HP「工事請負契約書第25条(スライド条項)の運用について」参照 

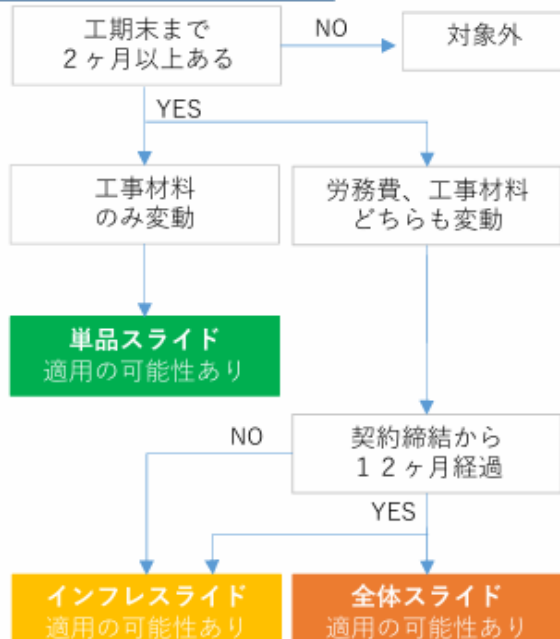
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/tanpinslide.html>

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

スライドの概要とスライド額算出方法について

スライドの分類



インフレスライド（第25条第6項）

対象(P)	対象外
- 基準日以降に施工する部分 - 基準日以降に購入する工事材料	- 基準日時点で施工済み部分 - 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額（変更額）

$$= P \text{ の変動額} - P \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1\%$$

(※1)

(※2)

※1 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額

※2 工事金額：官概算による工事価格×落札率

手続きの流れ



- 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することが出来ます。

全体スライド（第25条第1項～第4項）

対象(P)	対象外
- 基準日以降に施工する部分 - 基準日以降に購入する工事材料	- 基準日時点で施工済み部分 - 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額（変更額）

$$= P \text{ の変動額} - P \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1.5\%$$

(※1)

(※2)

手続きの流れ

※1 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額
※2 工事金額：官概算による工事価格×落札率

契約から12ヶ月経過後

2ヶ月以上残っている必要があります



- インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- 全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することが出来ます。

単品スライド（第25条第5項）

対象(P)	対象外(B)
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費＝請負代金額－B)	- 部分払い完了部分(※1) - 部分引き渡し完了部分

※1 部分払いの出来形検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、出来形検査結果通知書に適用対象の記載があった場合は、対象とすることが出来ます。

スライド額（変更額）

$$= P \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続きの流れ

2ヶ月以上残っている必要があります



- 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(7) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

**工期又は請負代金の額に影響を及ぼす
事象に関する情報の通知について**

令和6年6月に改正された建設業法が令和6年12月に施行されたことに伴い、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

通知の対象、通知方法等については、次のとおりです。

1 対象工事

山梨県が発注する全ての建設工事

（令和7年1月14日以降に請負契約を締結する工事から適用）

2 発生するおそれのある事象

次に掲げる事象であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないもの。

①主要な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第2項第1号）

（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第2項第2号）

（例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

- ・①の「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断します。
- ・一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれます。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

3 通知の方法

落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、別添の様式による通知書を、工事を担当する所属（事務所等）に提出してください。

4 その他

上記通知書を提出した場合、又は提出しない場合であっても、請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について、発注者に対して受注者から協議を申し出ることができますが、この協議については、契約書や設計契約変更ガイドライン等に基づき対応することになります。

詳細は「[山梨県公共事業ポータルサイト](https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp)」参照 

<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>

【ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料】

令和8年10月 初版

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」

山梨県県土整備部HP

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/guideline.html>

問い合わせ先

山梨県 県土整備部 技術管理課

T E L : 055-223-1682